

# 練馬の介護保険

—平成27年度実績報告—

練馬区

# 目 次

1	介護保険の経緯	1
2	介護保険関係組織、事務分掌	6
3	介護保険事業計画	8
4	諮問機関等	9
5	被保険者	15
6	要介護認定	17
7	保険給付	19
8	地域支援事業	31
9	保険料	36
10	介護保険財政	42
11	事業者	46
12	その他	48
13	介護保険に関する練馬区の条例、規則、要綱	53

# 1 介護保険の経緯

平成 8年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(国) 介護保険関連三法案国会提出 (介護保険法、介護保険法施行法、医療法の一部を改正する法律)</li> </ul>
9年 4月 12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉部福祉計画推進担当課に介護保険主査を設置</li> <li>・(国) 介護保険関連三法公布</li> </ul>
10年 4月 6月 7月 10月 12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉部に介護保険担当課を設置</li> <li>・介護保険制度実施本部を設置</li> <li>・練馬区要援護高齢者実態調査を実施</li> <li>・要介護認定のモデル事業を実施</li> <li>・練馬区介護保険事業計画策定懇談会を設置 学識経験者等委員 20 名 (うち公募区民 10 名)</li> <li>・(国) 介護保険関連三法修正案制定 (介護保険法、介護保険法施行法、医療法の一部を改正する法律)</li> </ul>
11年 4月  6月 8月 9月  10月  11月 12年 1月 2月 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉部に介護保険課を設置</li> <li>・練馬区介護保険事業計画に関する区民意見を募集</li> <li>・区民に対して介護保険制度の地域説明会を開始 (以降、制度開始まで随時開催)</li> <li>・練馬区介護認定審査会委員の定数を定める条例を制定 (介護認定審査会委員の定数を 280 名とする)</li> <li>・練馬区における第 1 号被保険者の介護保険料を試算 (介護保険料基準月額 約 3,500 円)</li> <li>・事業者説明会を開催 (以降、随時開催)</li> <li>・訪問調査員研修、介護認定審査会委員研修を開始</li> <li>・練馬区で独自に被保険者証に準じて作成した練馬区準備事務整理票、申請案内リーフレット等を 65 歳以上の区民全員に送付</li> <li>・要介護認定申請、居宅サービス計画作成依頼届の受付開始</li> <li>・既存の福祉サービス利用者への制度移行勧奨を実施</li> <li>・介護認定審査会で審査・判定事務を開始</li> <li>・介護保険事業計画素案を決定・公表 (区民からの意見募集のため地域説明会を 4 回開催)</li> <li>・介護保険事業計画策定懇談会の最終報告が提出される</li> <li>・介護保険事業計画決定・公表 (第 1 号被保険者の介護保険料基準月額 3,100 円)</li> <li>・練馬区介護保険条例、練馬区介護サービス調整委員会条例を制定、これに伴い練馬区介護認定審査会の委員の定数を定める条例を廃止</li> <li>・練馬区介護保険事業計画 (平成 12~16 年度) を策定</li> <li>・練馬区介護保険被保険者証、制度・申請案内パンフレットを 65 歳以上の区民全員と要介護認定を受けている第 2 号被保険者に送付</li> </ul>
12年 4月  5月 6月  7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度開始</li> <li>・国の特別対策による訪問介護利用料減額の対象者を練馬区独自に拡大して実施</li> <li>・介護保険課を管理係、事業計画主査、相談係、認定係、審査会主査(5)、給付係、資格係、収納係に改組</li> <li>・各医療保険者による第 2 号介護保険料の納付開始</li> <li>・基準該当サービス提供事業者の登録を開始</li> <li>・練馬区介護保険サービス調整委員会を設置</li> <li>・短期入所生活介護・療養介護について、訪問通所サービスの区分支給限度額の振替利用制度を開始</li> <li>・「介護保険サービス提供事業者一覧 (居宅サービス版)」を創刊</li> <li>・練馬区介護保険運営協議会を設置</li> <li>・第 1 号被保険者の介護保険料が 10 月から年金天引き (特別徴収) となる方へ事前のお知らせを送付</li> </ul>

8月 10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「介護保険サービス提供事業者一覧（施設サービス版）」を創刊</li> <li>・第1号被保険者の介護保険料の納入通知書を送付、納付開始 （国の特別対策による全額免除期間が終了し、13年9月までの1年間は本来の額の半額で10月分から半額納付を開始）</li> <li>・高額介護サービス費の支給申請案内の送付を開始</li> </ul>
13年 4月  7月 10月 14年 1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記の事業を開始 <ul style="list-style-type: none"> <li>○国の特別対策による訪問介護利用料の減額対象者を、練馬区独自の基準により拡大して実施</li> <li>○要介護認定申請中に死亡するなど結果が出せなかった方で、暫定ケアプランによりサービスを利用していた方へ、練馬区独自に保険給付相当額を支給</li> </ul> </li> <li>・介護保険課相談係を廃止し、各総合福祉事務所に基幹型在宅介護支援センターを設置し、介護保険の相談、事業者指導、住宅改修・福祉用具購入費の支給申請窓口を改組</li> <li>・高齢者生活実態調査の実施（介護保険認定者調査等）</li> <li>・第1号被保険者の介護保険料について満額納付開始</li> <li>・訪問通所サービスと短期入所の支給限度基準額を一本化</li> <li>・介護保険運営協議会に次期事業計画改定に対しての意見集約の諮問</li> </ul>
14年 4月 10月  12月 15年 1月 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都減免制度にあわせ、サービス提供事業者による利用者負担額軽減助成を実施</li> <li>・介護保険事業計画改定に向け素案を公表 （区民からの意見募集のため地域説明会を11月に4回開催）</li> <li>・介護サービス事業者会が発足</li> <li>・介護保険運営協議会が次期事業計画改定に対して区長へ答申</li> <li>・練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>○保険料基準月額3,300円（平成15～17年度）</li> <li>○生計困難世帯に対する第2期保険料の減額（平成15～16年度分）</li> </ul> </li> <li>・練馬区介護保険事業計画（平成15～19年度）を高齢者保健福祉計画に包含して策定</li> </ul>
15年 4月  6月 7月  16年 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護認定システムの変更 （認定調査項目79項目、判定システムの変更、審査事務の一部変更）</li> <li>・介護報酬が制度開始3年目で初めて改定（在宅サービス0.1%増、施設サービス4.0%減）され、全体では2.3%減</li> <li>・保健福祉サービス苦情調整委員設置に伴い、介護保険サービス調整委員会廃止</li> <li>・国の特別対策による訪問介護利用料減額（区独自基準含む）の利用者負担割合を3%から6%に変更</li> <li>・第2期練馬区介護保険運営協議会が発足</li> <li>・「介護保険活用読本」を都と共同で作成</li> </ul>
16年 4月 11月 17年 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護度4・5の更新時の有効期間が12か月から24か月へ延長可能となる</li> <li>・高齢者基礎調査の実施（介護保険サービス利用者調査等）</li> <li>・介護保険運営協議会に第3期事業計画策定に向けての諮問</li> <li>・練馬区介護保険条例の一部を改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>○生計困難世帯に対する第2期保険料の減額を平成17年度まで延長</li> </ul> </li> <li>・低所得世帯の高齢者に対する訪問介護利用料減額制度を廃止</li> <li>・「介護予防読本」を都と共同で作成</li> </ul>
17年 5月 6月 7月 9月 10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型サービス事業者連絡会議設置</li> <li>・（国）「介護保険法の一部を改正する法律」国会で可決</li> <li>・制度改正地域説明会を開催（12回開催）</li> <li>・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して中間答申を区長に提出</li> <li>・居住費および食費に関連する介護報酬の一部改正</li> <li>・施設利用に係る居住費（滞在費）・食費を保険給付外に改正、同時に低所得者への補足給付を創設</li> </ul>

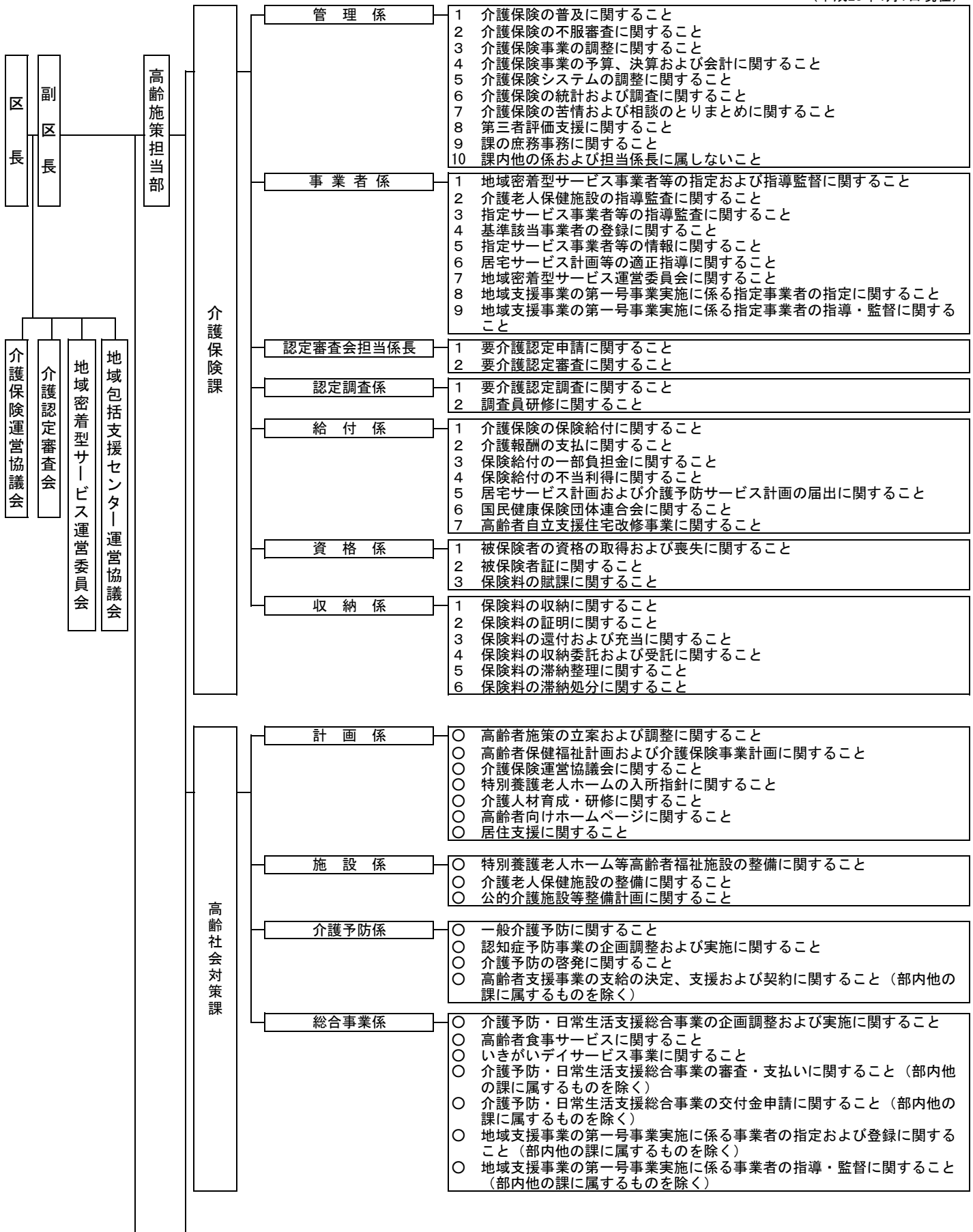
17年10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高額介護サービス費の利用者負担段階の区分および上限額を変更</li> <li>・サービス提供事業者等による利用者負担額軽減助成の利用者負担割合を5%から7.5%に変更（高齢福祉年金受給者は5%のまま）</li> <li>・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案を公表（区民からの意見募集のため地域説明会を4回開催）</li> <li>・介護保険制度改正シンポジウムを開催</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護認定モデル事業（第二次）を実施</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法施行規則の改正に伴い、介護保険被保険者証を一斉に更新</li> </ul>
18年 1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して区長へ答申</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定</li> <li>・介護予防サービス提供に係るガイドラインを作成</li> <li>・練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>○保険料基準月額3,950円（平成18～20年度）</li> <li>○生計困難世帯に対する第3期保険料の減額（平成18～20年度分）</li> <li>○高齢者の特別区民税非課税限度額が廃止されたことに伴う、保険料の激変緩和措置（平成18・19年度分）</li> </ul> </li> <li>・介護保険認定調査員（非常勤職員）21名を雇用し、新規申請者、区分変更申請者および更新申請者の一部への訪問調査を実施</li> <li>・要介護認定システムの変更（要介護度の見直しに伴い判定区分一部変更、認定調査・主治医意見書項目追加）</li> </ul>
18年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（国）介護保険法の一部を改正する法律施行</li> <li>・介護報酬改定（在宅サービス平均1%減（軽度5%減、中重度4%増））</li> <li>・介護保険制度改正に伴い関係組織改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険課事業計画主査を高齢社会対策課計画係に統合</li> <li>○事業者係を新設し、地域密着型サービス指定等に対応</li> <li>○認定係と認定審査会主査を認定・審査と調査部門に分け、認定審査会主査および認定調査係に改組</li> <li>○基幹型在宅介護支援センターを廃止し、各総合福祉事務所内に地域包括支援センターを設置</li> <li>○介護予防担当課を介護予防課に改組、介護予防事業係で地域支援事業の介護予防事業を担当</li> </ul> </li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期練馬区介護保険運営協議会が発足</li> <li>・地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会が発足</li> <li>・高齢者の住民税非課税限度額が廃止されたことに伴う、施設利用に係る居住費（滞在費）・食費の減額、サービス提供事業者等による利用者負担軽減制度および高額介護サービス費の激変緩和措置を実施</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアプラン標準化事業開始</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防パンフレット「みんなハツラツ介護予防」作成</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内初の小規模多機能型居宅介護および夜間対応型訪問介護が開設</li> </ul>
19年 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽度者に対する特殊寝台購入費助成制度実施（19年3月まで）</li> <li>・「地域密着型サービス利用ガイド」作成</li> <li>・介護保険地域密着型サービスシンポジウムを開催</li> </ul>
19年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターの支所19か所を開設（在宅介護支援センターに併設）</li> <li>・（国）特定高齢者該当基準の見直し</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・練馬区介護サービス事業者情報提供システムの運用開始</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者基礎調査の実施（介護保険サービス利用者調査等）</li> </ul>
20年 1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレット「介護サービスの正しい利用法」作成</li> <li>・介護給付費通知「介護保険ご利用状況のお知らせ」を発送（以降継続実施）</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「介護給付費適正化に向けた練馬区の取組について」を策定</li> <li>・東京都と保険者が一体となり、「東京都介護給付適正化プログラム」を策定</li> </ul>

3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者の住民税非課税限度額が廃止されたことに伴う、保険料の激変緩和措置の延長（平成20年度分）</li> </ul> </li> </ul>
20年 4月 9月 10月 11月 12月 21年 1月 2月 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域密着型サービスに区独自報酬を設定</li> <li>介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して中間答申を区長に提出</li> <li>施設介護サポーターモデル事業を開始（平成22年度から本事業として実施）</li> <li>「介護の日」にちなんだイベントを開催</li> <li>「いつまでもいきいきと暮らすために～高齢者が暮らしやすいまちをめざして～」をテーマに区民と区長のつどいを開催（4回）</li> <li>高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案を公表（意見募集）</li> <li>介護保険料のコンビニエンスストアでの収納を開始</li> <li>介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して区長へ答申</li> <li>第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定</li> <li>練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>○保険料基準月額3,950円（平成21～23年度）と多段階化</li> <li>○生計困難世帯に対する第4期保険料の減額（平成21～23年度分）</li> </ul> </li> <li>区内介護サービス事業者に自動車燃料費を助成</li> <li>（国）介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付</li> </ul>
21年 4月      6月 7月 8月 10月 11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護報酬改定（+3%改定、一律ではなくサービス種類により個々に設定）</li> <li>（国）要介護認定調査方法の見直し（認定調査項目74項目）</li> <li>練馬区福祉人材雇用促進事業を開始（平成22年3月末で終了）</li> <li>練馬区介護支援専門員更新研修費の助成開始（以降継続実施）</li> <li>練馬介護人材育成・研修センター設立</li> <li>地域包括支援センターの支所を3か所増設（計22か所）</li> <li>地域包括支援センターに「高齢者相談センター」の呼称を使用開始</li> <li>要介護・要支援認定資料提供事務を変更</li> <li>第4期練馬区介護保険運営協議会が発足</li> <li>高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給申請の受付開始</li> <li>（国）要介護認定調査方法の再見直し</li> <li>介護職員処遇改善交付金対象期間開始（交付申請先は東京都）</li> <li>練馬区介護週間事業を実施（以降継続実施）</li> </ul>
22年 6月 8月 9月 12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険料のモバイルレジによる収納を開始</li> <li>（国）一般高齢者・特定高齢者を一次予防事業対象者・二次予防事業対象者に呼称を変更、二次予防事業対象者の把握方法を簡素化</li> <li>練馬区介護人材等雇用促進事業を開始</li> <li>介護保険運営協議会に第5期事業計画策定に向けての諮問</li> <li>高齢者基礎調査の実施（日常生活圏域ニーズ調査、介護保険サービス利用者調査等）</li> </ul>
23年10月 11月  24年 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して答申を区長に提出</li> <li>「高齢者がいきいきと暮らせるまちを目指して」をテーマに区民と区長のつどいを開催（4回）</li> <li>第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案を公表（意見募集）</li> <li>第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定</li> <li>練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>○保険料基準月額5,240円（平成24～26年度）と特例第3段階の設定等</li> <li>○生計困難世帯に対する第5期保険料の減額（平成24～26年度分）</li> </ul> </li> </ul>
24年 4月 7月 11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護報酬改定（+1.2%改定 内訳：在宅+1.0%、施設+0.2%）</li> <li>第5期練馬区介護保険運営協議会が発足</li> <li>区内初の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が開設</li> </ul>

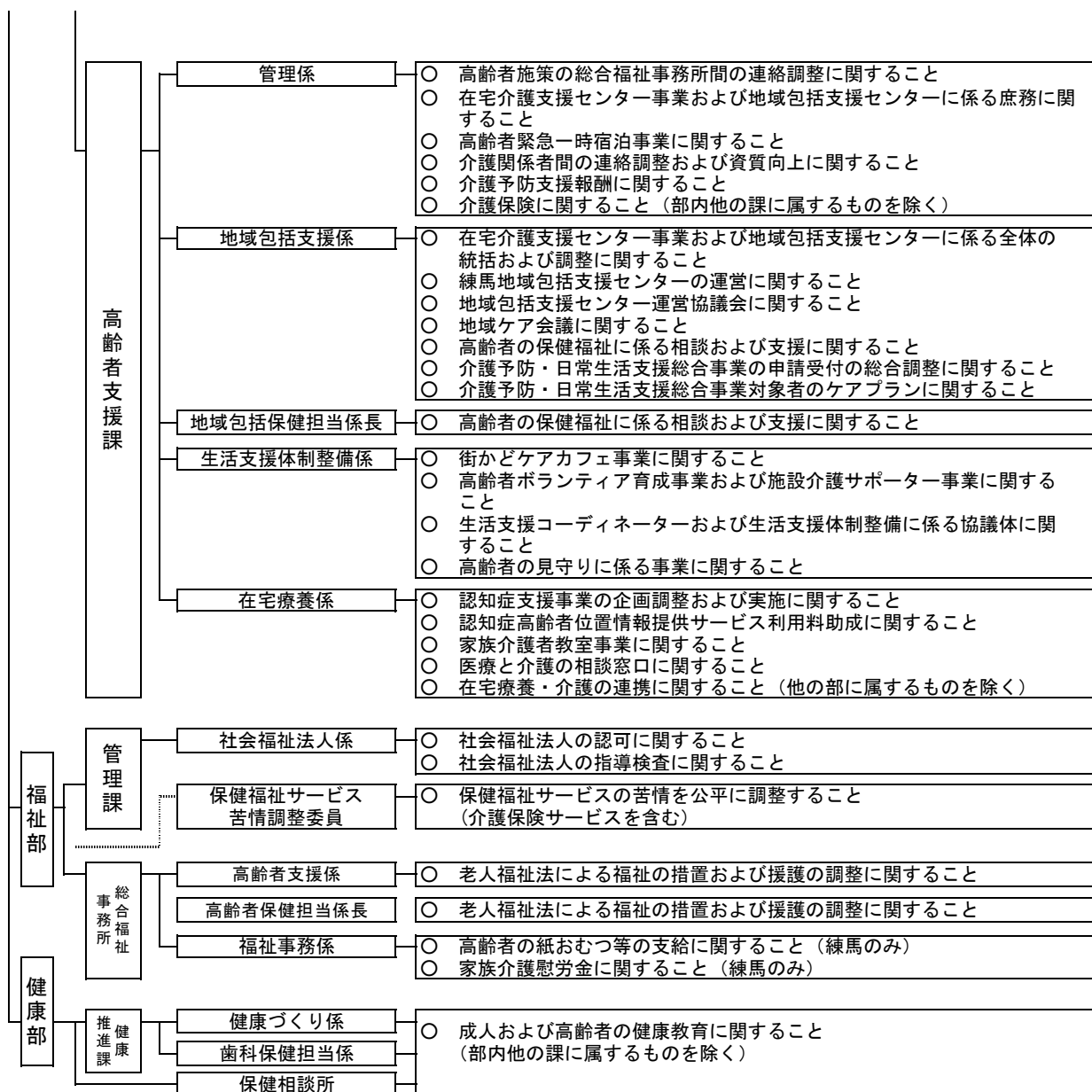
25年 4月 11月 26年 1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者相談センターの支所を 2 か所増設（計 24 か所）</li> <li>・ 高齢者基礎調査の実施（高齢者一般調査、要支援・要介護認定者調査、特別養護老人ホーム入所待機者調査等）</li> <li>・ 練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護保険運営協議会の審議事項および委員数を変更</li> <li>○ 延滞金の割合の特例の算定に用いる特例基準割合の定義の改定等</li> </ul> </li> </ul>
26年10月 12月 27年 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して答申を区長に提出</li> <li>・ 高齢者相談センターの支所を 1 か所増設（計 25 か所）</li> <li>・ 第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案を公表（意見募集）</li> <li>・ 第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定</li> <li>・ 練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保険料基準月額 5,825 円（平成 27～29 年度）と第 15 段階の設定等</li> <li>○ 生計困難世帯に対する第 6 期保険料の減額（平成 27～29 年度分）</li> <li>○ 新たな公費負担による低所得者への保険料負担の軽減</li> <li>○ 高齢者相談センター本所（光が丘・石神井・大泉）の業務委託開始</li> </ul> </li> </ul>
27年4月 7月 8月 10月 28年1月 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護報酬改定（-2.27%改定 内訳：在宅-1.42%、施設-0.85%）</li> <li>・ 介護予防・日常生活支援総合事業を開始</li> <li>・ 第 6 期練馬区介護保険運営協議会が発足</li> <li>・ 一定以上所得者の負担割合の見直し（2割負担の導入）</li> <li>・ 練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共事業施行に伴う自宅の買換え等に係る介護保険料の減免</li> </ul> </li> <li>・ マイナンバー利用開始</li> <li>・ 練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護保険料の減免に係る申請期限を変更</li> </ul> </li> </ul>

## 2 介護保険関係組織、事務分掌

(平成28年4月1日現在)







### 3 介護保険事業計画

介護保険法第117条に基づき、介護保険事業における保険給付の円滑な実施を確保することを目的として、3年を一つの計画期間とする「練馬区介護保険事業計画」を策定している。介護保険事業計画は、高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図るため、「練馬区高齢者保健福祉計画」と一体的な計画となっている。

平成26年度に第5期計画（24～26年度）の見直しを行い、第6期計画（27～29年度）を策定した。第6期計画では、平成27年4月の介護保険制度の改正を踏まえ、団塊の世代がすべて後期高齢者となる平成37年を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを確立することを目標として計画の理念や重点施策等を明示している。

#### (1) 理念

- ① 高齢者の尊厳を大切にすること
- ② 高齢者の自立と自己決定を尊重すること
- ③ 高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進すること

#### (2) 目標

住み慣れた地域において人生の最期まで暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを確立する。

#### (3) 施策

- ① 安心して在宅生活を送るためのサービスの充実
- ② 在宅療養体制の充実（医療と介護の連携）
- ③ 高齢者相談センターを中心とする相談支援体制の充実
- ④ 主体的に取り組む介護予防の推進と生活支援の充実
- ⑤ 高齢者の社会参加の促進
- ⑥ 高齢期の住まいづくり、住まい方支援
- ⑦ 高齢者の見守り体制の強化および見守りネットワークの充実
- ⑧ 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり
- ⑨ 介護保険施設等の整備促進

## 4 諮問機関等

### (1) 介護保険運営協議会

介護保険運営協議会は、高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画に関する事項、その他介護保険事業の運営に関する重要な事項について審議するために設置されている区長の附属機関である。被保険者8人以内、医療保険者の職員1人以内、医療従事者1人以内、福祉関係団体の職員または従事者6人以内、介護サービス事業者の職員7人以内および学識経験者2人以内の計25人以内で構成され、委員の任期は3年である。平成27年度に第6期の協議会を発足し、平成27年度は2回開催した。

#### 平成27年度審議事項

	開催日	主 な 内 容
第1回	平成27年 7月17日	①委員委嘱および紹介 ②区幹事および事務局紹介 ③会長・会長代理の選出 ④介護保険運営協議会について ⑤高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について ⑥土地収用による買い取り等により生じる譲渡所得に係る介護保険料の減免について ⑦介護保険サービスの利用について
第2回	平成27年11月 6日	①委員委嘱 ②介護サービス事業所からの報告 ③医療・介護連携シートの配布について

練馬区介護保険運営協議会委員

平成 28 年 3 月 31 日現在

選出区分	氏 名 (敬称略)	所 属
被保険者	井 上 昌 知	公募委員 (春日町在住)
	岩 月 裕美子	公募委員 (高野台在住)
	岩 橋 栄 子	公募委員 (旭町在住)
	腰 高 文 子	公募委員 (中村北在住)
	斎 藤 晃 子	公募委員 (石神井台在住)
	嶋 村 英 次	公募委員 (中村在住)
	高 原 進	公募委員 (光が丘在住)
	堀 木 正 宏	公募委員 (関町東在住)
医療保険者	小 池 敏 夫	日本情報機器健康保険組合 常務理事
医療従事者	白 戸 千 昭	練馬区医師会 副会長
福祉団体の 職員または 従事者	室 地 隆 彦	練馬区社会福祉協議会 常務理事・事務局長
	大 島 光 昭	大泉町地区民生・児童委員協議会 会長
	増 田 時 枝	練馬区老人クラブ連合会 会長
	矢 形 裕 美	練馬地域包括支援センター 桜台支所 主任介護支援専門員
	勝 又 勝	練馬区社会福祉事業団 常務理事
	川 島 一 夫	練馬区シルバー人材センター 会長
介護サービス 事業者の職員	中 村 哲 郎	医療法人財団 秀行会 理事長
	中 迫 誠	大泉特別養護老人ホーム 施設長
	大 嶺 ひろ子	大泉学園高齢者グループホーム まささんの家 ホーム長
	今 村 純 一	居宅介護支援事業所 カインド 所長
	中 村 紀 雄	大泉はなわクリニック 事務長
	澤 幸 広	(株)ケアサービス伊東 専務取締役
	松 川 なお子	(株)キバナデザイン 取締役
学識経験者	◎市 川 一 宏	ルーテル学院大学 教授・学事顧問
	○内 藤 佳津雄	日本大学文理学部 教授

※ ◎ : 会長 ○ : 会長代理

※ 任期 3年間 (平成 27 年 7 月 1 日～平成 30 年 6 月 30 日)

## (2) 介護認定審査会

介護認定審査会は、区長が委嘱する保健・医療・福祉の学識経験者の委員の中から、4人程度で構成される合議体を設け、審査・判定を行う。

委員の定数は条例で280人以内と定められており、平成28年3月31日現在209人、46合議体となっている。委員の任期は2年で、再任することができる。介護認定審査会委員に対しては、審査判定の要点および手順などの研修を行っている。

介護認定審査会委員構成 平成28年3月31日現在（単位：人）

医師	57
歯科医師	20
薬剤師	18
三療師（はり・灸・マッサージ・指圧）	4
柔道整復師	3
介護老人保健施設職員	14
介護老人福祉施設職員	44
訪問看護ステーション職員	14
その他（福祉施設等職員経験者）	35
合計	209

※ 任期 2年間（平成27年4月～平成29年3月）

介護認定審査会委員研修参加者数（単位：人）

区分	年度				
	H23	H24	H25	H26	H27
新任研修（区主催）	25	0	46	3	31
新任研修（都主催）	20	1	5	0	11
現任研修（区主催）	87	100	113	108	117
現任研修（都主催）	25	25	16	18	24

## (3) 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために設置している区長の附属機関で、平成18年度の介護保険制度の改正により設置された。構成は、被保険者6人以内、居宅サービス等の利用者等1人以内、医療従事者2人以内、保健福祉関係団体の職員または従事者5人以内、指定居宅サービス事業者等の職員4人以内、学識経験者2人以内の計20人以内であり、区長が委嘱し、任期は3年である。同協議会は、区長の求めに応じて、地域包括支援センターの設置、運営に関する事項、その他適切、公正かつ中立な運営を確保するために必要な事項について協議し、意見を述べる。本会は現在、地域密着型サービス運営委員会の委員と兼任し、同時開催しており、平成27年度は6回開催した（うち1回は地域包括支援センター運営協議会の案件なし）。

## 平成 27 年度審議事項

	開催日	主 な 内 容
第 1 回	平成27年 4月27日	案件なし
第 2 回	平成27年 6月23日	1 練馬区地域包括支援センター事業計画について 2 練馬区地域包括支援センター第三者評価について
第 3 回	平成27年 8月 7日	1 平成 26 年度地域包括支援センター実績報告について
第 4 回	平成27年10月23日	1 練馬高齢者相談センター（地域包括支援センター）中村橋支所の運営事業者の募集について 2 谷原出張所内における街かどケアカフェの整備について 3 練馬区地域包括支援センター事業評価の実施について
第 5 回	平成28年 1月 7日	1 練馬高齢者相談センター中村橋支所の運営事業者の選定結果について 2 平成 27 年度上半期練馬区地域包括支援センター事業評価の結果について 3 高齢者紙おむつ代請求書の紛失事故について
第 6 回	平成28年 3月10日	1 谷原出張所内における街かどケアカフェの開設について 2 平成 27 年度練馬区地域ケア推進会議について

### （４）地域密着型サービス運営委員会

地域密着型サービス運営委員会は、地域密着型サービスの適正な運営を確保するために設置している区長の附属機関で、平成 18 年度の介護保険制度の改正により設置された。構成は、被保険者 6 人以内、居宅サービス等の利用者等 1 人以内、医療従事者 2 人以内、保健福祉関係団体の職員または従事者 5 人以内、指定居宅サービス事業者等の職員 4 人以内、学識経験者 2 人以内の計 20 人以内であり、区長が委嘱し、任期は 3 年である。同委員会は、区長の求めに応じて、地域密着型介護（介護予防）サービス費の額、事業者の指定、サービス従業者に関する基準および事業の設備および運営に関する基準、その他地域密着型サービスの適正な運営を確保するために必要な事項について協議し、意見を述べる。本会は現在、地域包括支援センター運営協議会の委員と兼任し、同時開催しており、平成 27 年度は 6 回開催した（うち 2 回は地域密着型サービス運営委員会の案件なし）。

平成 27 年度審議事項

	開催日	主 な 内 容
第 1 回	平成27年 4月27日	1 地域密着型サービスに係る市町村独自報酬の設定見直しについて 2 地域密着型サービス事業者等の指定について 3 練馬区地域密着型サービス実施指針および事業者公募について
第 2 回	平成27年 6月23日	案件なし
第 3 回	平成27年8月7日	1 地域密着型サービスについて 2 地域密着型サービス事業者の公募について 3 地域密着型サービス事業者等の指定について 4 地域密着型サービス事業者等の指定更新について
第 4 回	平成27年10月23日	1 地域密着型サービス事業者等の指定更新について
第 5 回	平成28年1月7日	案件なし
第 6 回	平成28年 3月10日	1 小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行について 2 地域密着型サービス等の基準条例の一部改正について 3 地域密着型サービス実施指針の改定(案)について 4 平成 28 年度地域密着型サービス事業者公募(案)について 5 練馬区と隣接区市との地域密着型サービス事業者等の指定に関する協定について 6 宿泊サービスの事業の人員、設備および運営に関する指針(案)について 7 地域密着型サービス事業者の指定更新について

練馬区地域包括支援センター運営協議会・練馬区地域密着型サービス運営委員会委員

平成 28 年 3 月 31 日現在

選出区分	氏名 (敬称略)	所属
被保険者	豊 哲 男	公募委員 (南大泉在住)
	中 村 正 文	公募委員 (光が丘在住)
	飯 塚 裕 子	公募委員 (関町南在住)
	江 幡 真 史	公募委員 (石神井町在住)
	田 中 節 子	公募委員 (貫井在住)
居宅サービス等の利用者等	大 泉 小百合	公募委員 (上石神井在住)
医療従事者	辻 正 純	練馬区医師会 理事
	瓦 井 徹	練馬区歯科医師会 理事
保健福祉関係団体の職員または従事者	寺 本 仁	練馬区薬剤師会 理事
	植 村 光 雄	練馬区柔道接骨師会 会長
	芹 澤 考 子	練馬区民生児童委員協議会
	美 玉 典 子	練馬区社会福祉協議会 権利擁護センターほっとサポートねりま 所長
	堀 洋 子	ねりま社会福祉士会
指定居宅サービス事業者等の職員	加 藤 均	株式会社みんなのかいご 代表取締役
	鶴 浦 乃里子	デイ・サービス太陽 管理者
	青 木 伸 吾	有限会社アオキトゥワン 代表
	野 崎 武	練馬ケアマネジャー連絡会
学識経験者	◎宮 崎 牧 子	大正大学 教授
	○吉 賀 成 子	帝京科学大学 准教授

※ ◎ : 会長 ○ : 会長代理

※ 任期 3年間 (平成 27 年 7 月 1 日~平成 30 年 6 月 30 日)



## 5 被 保 険 者

### (1) 第1号被保険者

原則として区内に住所を有する65歳以上の方である。

日常生活において介護が必要となった場合、認定を受ければ介護保険サービスが利用できる。

所得段階別の介護保険料を保険者である練馬区に直接納める。

平成28年3月31日現在（住所地特例者を含め）156,429人である。

#### 第1号被保険者数

(単位：人)

年 年齢	H24	H25	H26	H27	H28
第1号被保険者数 (各年3月31日現在)	140,859	145,923	150,037	153,724	156,429
総人口 (各年4月1日現在)	708,500	709,609	712,407	716,377	720,915
比率	19.9%	20.6%	21.1%	21.5%	21.7%

#### 第1号被保険者数：年齢別

各年3月31日現在 (単位：人)

年 年齢	H24	H25	H26	H27	H28
65～69	35,561	37,658	38,660	40,687	42,804
70～74	34,520	34,707	36,001	35,658	33,584
75～79	31,039	31,411	30,961	30,759	30,760
80～84	21,632	22,762	23,696	24,604	25,770
85～89	11,716	12,669	13,609	14,471	15,290
90～94	4,793	5,089	5,396	5,736	6,275
95～99	1,332	1,362	1,439	1,539	1,657
100～	266	265	275	270	289
合 計	140,859	145,923	150,037	153,724	156,429

#### 第1号被保険者の資格の取得・喪失の内訳

(単位：人)

年 年齢	年度	H23	H24	H25	H26	H27
取 得	65歳到達	7,905	10,249	9,284	9,102	8,028
	転入	1,372	1,423	1,460	1,472	1,527
	その他	239	291	254	270	371
	増計	9,516	11,963	10,998	10,844	9,926
喪 失	死亡	4,605	4,794	4,758	4,863	4,926
	転出	1,777	1,885	1,924	2,089	2,086
	その他	190	220	202	205	209
	減計	6,572	6,899	6,884	7,157	7,221

※ その他…転入・転出届以外で住民登録を作成・抹消した人数

## (2) 第2号被保険者

区内に住所を有する40歳から64歳までの医療保険加入者の方である。

加齢が原因とされる特定の病気（指定された16疾病）により介護が必要となった場合、認定を受ければ介護保険サービスが利用できる。

介護保険料は医療保険料の一部として納め、保険者である練馬区に対して直接納めることはない。

## (3) 特例被保険者

原則として区内に住所を有する方が練馬区の被保険者となるが、制度上、以下の特例が設けられている。

### ① 住所地特例者

被保険者が、他区市町村の住所地特例対象施設に入所して施設所在地に住所を変更した場合には、変更先の区市町村の被保険者ではなく、元の住所地（練馬区）の被保険者となる。平成18年度から介護保険施設以外に、養護老人ホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の特定施設が対象となっている。

### ② 他住所地特例者

①の住所地特例者の逆の場合であり、練馬区内の住所地特例対象施設に入所して、他区市町村から練馬区に住所を変更した場合には、元の住所地（他区市町村）の被保険者となる。

### ③ 適用除外施設入所者

障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設に入所して福祉事務所から生活介護および施設入所支援の支給決定を受けている場合や、救護施設に入所している場合等に、介護保険資格喪失届を届出することにより、介護保険の被保険者とはならない。

特例被保険者数：再掲

各年3月31日現在（単位：人）

年 区分	H24	H25	H26	H27	H28
住 所 地 特 例 者	876	893	942	998	1,169
他 住 所 地 特 例 者	287	322	363	393	457
適用除外施設入所者	147	40	45	52	54

## 6 要介護認定

介護保険のサービスを利用するには、申請をしてどのくらいの支援や介護が必要か、要支援1・2または要介護1～5の認定を受ける必要がある。

### (1) 要支援・要介護認定申請

要支援・要介護認定の申請は、本人または家族等が、直接高齢者相談センター（地域包括支援センター）・同支所あるいは介護保険課に行くか、居宅介護支援事業者等を通して行う。申請を受けると、区の職員や区が委託した居宅介護支援事業者等の調査員が、申請者を訪問して心身の状況などの調査をする。申請のうち、新規申請および区分変更申請については、原則として区が直接調査している。同時に区は、申請者の主治医に心身の状態について意見書の作成を依頼する。

要支援・要介護認定申請の受理件数 (単位：件)

区分	年度				
	H23	H24	H25	H26	H27
新規	6,924	7,082	6,877	7,104	6,915
更新	16,365	16,592	17,008	18,214	19,470
区分変更	2,855	3,256	3,476	3,665	3,639
受給証明付	321	366	355	380	363
合計	26,465	27,296	27,716	29,363	30,387

※1 区分変更…認定有効期間内に心身の状態が悪化・重度化する等により、現在の要支援・要介護度区分に該当しなくなった場合にする変更申請

※2 受給証明付…前住所地で要支援・要介護認定を受けている被保険者が、転入時に受給資格証明書を添えてする申請

認定調査機関別件数 (単位：件)

区分	年度				
	H23	H24	H25	H26	H27
区	8,255	8,640	8,994	9,346	9,868
他市区町村（嘱託）	111	119	98	101	88
居宅介護支援事業者等（委託）	17,236	17,633	18,007	19,025	19,582
施設（委託）	0	0	0	0	0
合計	25,602	26,392	27,099	28,472	29,538

※「区」には介護保険課のほか、高齢者相談センター（地域包括支援センター）の実施分を含む。

### (2) 要介護認定審査

要支援・要介護度は、調査員の訪問調査結果による一次判定（コンピュータ判定）を、調査員が記載した特記事項、主治医の意見書をもとに介護認定審査会で修正および確定を行い、介護の手間や状態の維持・改善可能性にかかる審査（二次判定）を経て認定する。

介護認定審査会開催数・審査判定数

年度	H23	H24	H25	H26	H27
審査会開催数（回）	720	760	764	765	792
審査判定数（件）	25,567	25,879	26,593	27,689	29,493

要支援・要介護認定者数

各年3月31日現在（単位：人）

年		H24	H25	H26	H27	H28
要支援1	第1号被保険者	1,841	2,265	2,679	2,992	3,156
	第2号被保険者	21	21	35	29	35
	合計	1,862	2,286	2,714	3,021	3,191
	構成比	7.2%	8.3%	9.4%	10.0%	10.4%
要支援2	第1号被保険者	2,756	2,876	3,069	3,194	3,467
	第2号被保険者	39	44	53	41	57
	合計	2,795	2,920	3,122	3,235	3,524
	構成比	10.9%	10.6%	10.8%	10.7%	11.5%
要介護1	第1号被保険者	4,303	5,364	5,827	6,524	5,977
	第2号被保険者	83	101	96	124	92
	合計	4,386	5,465	5,923	6,648	6,069
	構成比	17.1%	19.9%	20.4%	22.0%	19.7%
要介護2	第1号被保険者	6,105	5,968	6,104	6,130	6,545
	第2号被保険者	184	151	159	149	139
	合計	6,289	6,119	6,263	6,279	6,684
	構成比	24.5%	22.3%	21.6%	20.8%	21.7%
要介護3	第1号被保険者	3,741	3,761	3,954	4,088	4,166
	第2号被保険者	129	120	103	98	88
	合計	3,870	3,881	4,057	4,186	4,254
	構成比	15.1%	14.1%	14.0%	13.9%	13.8%
要介護4	第1号被保険者	3,233	3,324	3,538	3,466	3,629
	第2号被保険者	79	91	81	80	79
	合計	3,312	3,415	3,619	3,546	3,708
	構成比	12.9%	12.4%	12.5%	11.8%	12.1%
要介護5	第1号被保険者	3,076	3,286	3,203	3,146	3,193
	第2号被保険者	120	126	120	104	114
	合計	3,196	3,412	3,323	3,250	3,307
	構成比	12.4%	12.4%	11.5%	10.8%	10.8%
合計	第1号被保険者	25,055	26,844	28,374	29,540	30,133
	第2号被保険者	655	654	647	625	604
	合計	25,710	27,498	29,021	30,165	30,737
	構成比	100%	100%	100%	100%	100%

(3) 調査員研修

認定調査員の知識の習得と調査能力の向上を図るために実施している。

① 新規研修

新規に認定調査に従事する者が対象で、受講が義務付けられている。

② 現任研修

区内の居宅介護支援事業者等の調査員を対象に、調査能力の向上を目的として実施している。

年度	H23	H24	H25	H26	H27
回数（回）	8	5	5	5	5
延べ参加者数（人）	198	161	199	172	188

## 7 保険給付

介護保険のサービスには、在宅などで利用する居宅サービス・介護予防サービス、介護保険施設に入所・入院して利用する施設サービスおよび住み慣れた地域で利用する地域密着型サービスがある。

平成 18 年 4 月の制度改正により、予防給付について、対象者の範囲、サービス内容、ケアマネジメントの見直しが行われ、心身の状態が維持・改善される可能性が高い要支援 1・2 の人を対象に、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上など介護予防を目的とする内容が組み込まれた介護予防サービスが創設された。

### (1) 保険給付の状況

#### ① ケアプランの作成

介護保険のサービスはケアプランに基づいて提供される。介護予防サービスのケアプラン（介護予防サービス計画）は、高齢者相談センター（地域包括支援センター）・同支所の保健師等や高齢者相談センター（地域包括支援センター）から委託を受けた居宅介護支援事業所のケアマネジャーに作成を依頼する。

居宅サービスのケアプラン（居宅サービス計画）は、居宅介護支援事業所のケアマネジャー等に作成を依頼する。

施設サービスや地域密着型サービスの一部を利用する場合は、直接事業者と契約してケアプラン作成を依頼する。

また、ケアプランは自分で作成することもでき、あらかじめ高齢者相談センター（地域包括支援センター）にケアプランを届け出たうえでサービスを利用する。

#### ケアプラン自己作成状況

(単位：延べ件数)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27
自己作成計画給付管理件数	158	124	96	79	105

② 居宅サービス・介護予防サービスの利用状況

介護保険で利用できるサービスは、要介護度等に応じて利用限度額が決まっている。利用者は原則として、限度額内で利用したサービスの1割を負担し、残りの9割は保険から事業者を支払われる。(サービス種類によっては食費・滞在費などの自己負担がある。)ただし、福祉用具購入費、住宅改修費(受領委任払いを除く)の支給などは、一旦全額を支払って、後日申請をすると9割が払い戻されるしくみ(償還払い)となっている。なお、要支援1・2、要介護1は、利用できる福祉用具貸与の品目に一部制限がある。

居宅サービス・介護予防サービスの要介護度別利用者数 (単位：延べ人数)

年度 区分	H24		H25		H26		H27	
	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比
要支援1	12,376	5.8%	14,768	6.5%	17,277	7.2%	12,686	5.4%
要支援2	22,425	10.5%	22,977	10.1%	24,728	10.2%	19,043	8.0%
要支援計	34,801	16.2%	37,745	16.6%	42,005	17.4%	31,729	13.4%
要介護1	42,425	19.8%	50,449	22.2%	56,468	23.4%	59,982	25.3%
要介護2	60,863	28.4%	60,225	26.5%	61,973	25.7%	63,614	26.8%
要介護3	34,698	16.2%	35,832	15.7%	37,014	15.3%	37,151	15.7%
要介護4	23,328	10.9%	24,515	10.8%	25,646	10.6%	25,656	10.8%
要介護5	18,099	8.4%	18,747	8.2%	18,468	7.6%	18,853	8.0%
要介護計	179,413	83.8%	189,768	83.4%	199,569	82.6%	205,256	86.6%
合計	214,214	100%	227,513	100%	241,574	100%	236,985	100%

※ 複数の種類のサービスを利用している場合も、1人として計上している。

居宅サービス・介護予防サービスの種類別利用者数

(単位：延べ人数)

年度		H24	H25	H26	H27
サービスの種類					
訪問介護	介護給付	83,344	85,663	85,787	84,407
	予防給付	22,568	23,489	24,128	12,890
	計	105,912	109,152	109,915	97,297
訪問入浴介護	介護給付	6,845	6,218	6,105	5,868
	予防給付	2	7	0	0
	計	6,847	6,225	6,105	5,868
訪問看護	介護給付	19,862	21,904	24,385	28,343
	予防給付	650	809	953	1,418
	計	20,512	22,713	25,338	29,761
訪問リハビリテーション	介護給付	2,786	3,336	3,661	3,680
	予防給付	63	138	158	188
	計	2,849	3,474	3,819	3,868
通所介護	介護給付	72,982	80,783	86,674	90,068
	予防給付	11,123	13,377	16,361	9,595
	計	84,105	94,160	103,035	99,663
通所リハビリテーション	介護給付	14,332	14,982	16,477	17,464
	予防給付	960	1,020	1,338	1,693
	計	15,292	16,002	17,815	19,157
福祉用具貸与	介護給付	88,454	94,246	99,607	104,249
	予防給付	4,854	5,736	7,457	10,087
	計	93,308	99,982	107,064	114,336
短期入所生活介護	介護給付	12,865	14,192	15,165	15,344
	予防給付	76	110	148	166
	計	12,941	14,302	15,313	15,510
短期入所療養介護	介護給付	1,261	1,181	1,242	1,398
	予防給付	5	1	2	9
	計	1,266	1,182	1,244	1,407
居宅療養管理指導	介護給付	40,502	44,825	50,375	55,696
	予防給付	1,454	1,640	2,149	2,405
	計	41,956	46,465	52,524	58,101
特定施設入居者生活介護	介護給付	19,899	21,586	23,252	25,274
	予防給付	1,758	1,792	1,990	2,146
	計	21,657	23,378	25,242	27,420
特定施設入居者生活介護 (短期利用型)	介護給付	0	0	7	263
	予防給付	0	0	0	0
	計	0	0	7	263
居宅介護支援 ・介護予防支援	介護給付	152,614	161,223	167,376	170,983
	予防給付	32,791	35,944	39,626	28,392
	計	185,405	197,167	207,002	199,375
福祉用具購入費	介護給付	2,336	2,303	2,241	2,300
	予防給付	266	274	301	420
	計	2,602	2,577	2,542	2,720
住宅改修費	介護給付	1,616	1,596	1,625	1,691
	予防給付	369	396	404	645
	計	1,985	1,992	2,029	2,336
合計	介護給付	519,698	554,038	583,979	607,028
	予防給付	76,939	84,733	95,015	70,054
	計	596,637	638,771	678,994	677,082

居宅サービス・介護予防サービスの種類別経費

(単位：円)

サービスの種類		年度	H24	H25	H26	H27
訪問介護	介護給付		5,362,127,582	5,387,553,598	5,237,538,730	5,151,768,694
	予防給付		391,038,324	404,650,385	413,911,417	212,968,423
	計		5,753,165,906	5,792,203,983	5,651,450,147	5,364,737,117
訪問入浴介護	介護給付		407,882,150	373,029,406	372,869,383	366,560,737
	予防給付		67,508	185,001	0	0
	計		407,949,658	373,214,407	372,869,383	366,560,737
訪問看護	介護給付		862,680,174	966,693,367	1,108,658,495	1,275,939,516
	予防給付		18,061,770	22,219,292	28,209,122	42,089,581
	計		880,741,944	988,912,659	1,136,867,617	1,318,029,097
訪問リハビリテーション	介護給付		83,205,533	107,771,172	124,125,046	130,956,776
	予防給付		2,327,604	3,750,655	3,930,683	5,073,509
	計		85,533,137	111,521,827	128,055,729	136,030,285
通所介護	介護給付		5,743,568,582	6,302,416,079	6,796,208,544	7,060,320,780
	予防給付		414,212,391	484,374,807	588,675,131	288,778,453
	計		6,157,780,973	6,786,790,886	7,384,883,675	7,349,099,233
通所リハビリテーション	介護給付		1,045,818,035	1,073,121,570	1,145,252,197	1,189,297,373
	予防給付		43,531,328	46,898,765	58,389,691	57,857,046
	計		1,089,349,363	1,120,020,335	1,203,641,888	1,247,154,419
福祉用具貸与	介護給付		1,307,430,310	1,366,911,523	1,443,753,062	1,503,474,088
	予防給付		24,162,979	29,732,026	42,498,927	59,992,979
	計		1,331,593,289	1,396,643,549	1,486,251,989	1,563,467,067
短期入所生活介護	介護給付		960,052,957	1,127,182,564	1,217,483,643	1,221,792,176
	予防給付		2,086,404	2,922,504	4,808,834	5,107,425
	計		962,139,361	1,130,105,068	1,222,292,477	1,226,899,601
短期入所療養介護	介護給付		116,594,862	111,877,726	115,625,373	136,624,688
	予防給付		262,654	12,393	283,646	488,020
	計		116,857,516	111,890,119	115,909,019	137,112,708
居宅療養管理指導	介護給付		483,962,229	563,432,760	637,328,378	703,967,979
	予防給付		16,623,603	17,570,205	24,120,999	27,751,449
	計		500,585,832	581,002,965	661,449,377	731,719,428
特定施設入居者生活介護	介護給付		4,083,032,994	4,427,739,077	4,778,586,118	5,024,011,929
	予防給付		155,295,908	150,317,773	168,665,899	154,276,207
	計		4,238,328,902	4,578,056,850	4,947,252,017	5,178,288,136
特定施設入居者生活介護 (短期利用型)	介護給付		0	0	485,062	15,314,658
	予防給付		0	0	0	0
	計		0	0	485,062	15,314,658
居宅介護支援 ・介護予防支援	介護給付		2,176,511,073	2,312,499,518	2,413,682,836	2,524,426,094
	予防給付		157,780,063	173,609,062	191,685,578	149,750,429
	計		2,334,291,136	2,486,108,580	2,605,368,414	2,674,176,523
福祉用具購入費	介護給付		65,784,780	64,923,320	63,711,467	68,141,028
	予防給付		5,888,067	6,480,763	6,964,581	11,558,179
	計		71,672,847	71,404,083	70,676,048	79,699,207
住宅改修費	介護給付		152,306,499	151,111,285	151,885,983	159,501,843
	予防給付		40,335,937	41,274,709	41,158,110	66,896,932
	計		192,642,436	192,385,994	193,044,093	226,398,775
合計	介護給付		22,850,957,760	24,336,262,965	25,607,194,317	26,532,098,359
	予防給付		1,271,674,540	1,383,998,340	1,573,302,618	1,082,588,632
	計		24,122,632,300	25,720,261,305	27,180,496,935	27,614,686,991



### ③ 施設サービスの利用状況

施設サービスを利用する場合には、直接施設と契約を交わして入所・入院し、施設でケアプランを作成してサービスを利用する。施設の種類や要介護度によって、施設サービスの利用額が決まる。利用者は食費・居住費や日常生活費などを除いて、原則として1割を負担し、残りの9割は保険から事業者を支払われる。

施設サービスの施設種別・要介護度別利用者数

(単位:延べ人数)

施設・区分	年度	H24		H25		H26		H27	
		利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比
介護老人福祉施設	要介護1	349	1.7%	345	1.4%	334	1.3%	433	1.6%
	要介護2	1,533	7.2%	1,747	7.2%	1,867	7.4%	1,692	6.4%
	要介護3	3,369	15.9%	3,969	16.2%	4,696	18.5%	5,330	20%
	要介護4	6,980	33.0%	8,348	34.2%	8,568	33.7%	9,149	34.4%
	要介護5	8,931	42.2%	10,020	41.0%	9,935	39.1%	10,024	37.6%
	施設別計	21,162	100%	24,429	100%	25,400	100%	26,628	100%
介護老人保健施設	要介護1	768	6.7%	949	8.2%	952	7.5%	1,176	8.6%
	要介護2	1,958	17.0%	2,000	17.3%	2,117	16.8%	2,347	18.1%
	要介護3	2,982	25.9%	2,791	24.2%	3,280	26.0%	3,596	26.3%
	要介護4	3,421	29.7%	3,233	28.0%	3,617	28.6%	3,885	28.4%
	要介護5	2,381	20.7%	2,574	22.3%	2,669	21.1%	2,666	19.5%
	施設別計	11,510	100%	11,547	100%	12,635	100%	13,670	100%
介護療養型医療施設	要介護1	41	0.8%	27	0.6%	37	0.9%	26	0.6%
	要介護2	80	1.7%	88	2.0%	79	2.0%	84	2.2%
	要介護3	242	5.0%	241	5.3%	190	4.7%	186	4.8%
	要介護4	1,287	26.6%	1,207	26.7%	1,155	28.5%	1,094	28.7%
	要介護5	3,191	65.9%	2,953	65.4%	2,589	63.9%	2,419	63.5%
	施設別計	4,841	100%	4,516	100%	4,050	100%	3,809	100%
合計	要介護1	1,158	3.1%	1,321	3.2%	1,323	3.1%	1,635	3.7%
	要介護2	3,571	9.5%	3,835	9.5%	4,063	9.7%	4,123	9.4%
	要介護3	6,593	17.6%	7,001	17.3%	8,166	19.4%	9,112	20.7%
	要介護4	11,688	31.2%	12,788	31.6%	13,340	31.7%	14,128	31.9%
	要介護5	14,503	38.6%	15,547	38.4%	15,193	36.1%	15,109	34.3%
	合計	37,513	100%	40,492	100%	42,085	100%	44,107	100%
	重複利用を除く実人数	37,393		40,217		41,895		43,860	

施設サービスの種類別経費

(単位:円)

サービスの種類	年度	H24	H25	H26	H27
介護老人福祉施設		5,688,828,352	6,500,100,977	6,724,305,092	6,900,335,475
介護老人保健施設		3,235,431,042	3,229,840,409	3,502,745,510	3,692,535,941
介護療養型医療施設		1,803,053,245	1,668,353,505	1,506,128,147	1,408,372,823
食事費用(注)		0	0	0	0
合計		10,727,312,639	11,398,294,891	11,733,178,749	12,001,244,239

※ 平成17年9月までは居住費・食費が保険給付対象。18年度以降は17年度中にかかった費用の追加請求分および過誤調整分

#### ④ 地域密着型サービスの利用状況

地域密着型サービスは平成 18 年度に、高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするために、身近な区市町村で提供されるサービスとして創設された。このサービスは、地域での生活を 24 時間体制で支えるためのものであり、事業者は要介護者等の日常生活圏域内に拠点を置いてサービス提供をするため、原則として当該区市町村の住民のみが利用できることになっている。

地域密着型サービスの利用には、居宅介護支援事業者のケアマネジャー等にケアプランを作成してもらい、ケアプランに基づいて事業者と契約して利用する方法（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護が該当）と、直接事業者と契約してケアプランを作成してもらい、利用する方法（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護が該当）がある。原則、費用の 1 割が利用者の自己負担となるが、サービス種類によって、食費等も自己負担となる。

地域密着型サービスの要介護度別利用者数

(単位：延べ人数)

年度 区分	H24		H25		H26		H27	
	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比
要支援 1	28	0.2%	29	0.2%	40	0.2%	48	0.3%
要支援 2	47	0.3%	57	0.4%	50	0.3%	49	0.3%
要支援計	75	0.5%	86	0.6%	90	0.5%	97	0.6%
要介護 1	1,558	9.9%	1,944	12.2%	2,116	12.5%	2396	13.8%
要介護 2	3,964	25.2%	3,729	23.2%	4,050	23.9%	4391	25.3%
要介護 3	4,258	27.1%	4,195	26.2%	4,466	26.3%	4502	26.0%
要介護 4	3,220	20.5%	3,250	20.3%	3,427	20.2%	3084	17.8%
要介護 5	2,632	16.8%	2,803	17.5%	2,830	16.7%	2868	16.56%
要介護計	15,632	99.5%	15,921	99.4%	16,889	99.5%	17241	99.4%
合計	15,707	100%	16,007	100%	16,979	100%	17338	100%

地域密着型サービスの種類別利用者数

(単位：延べ人数)

サービスの種類		年度	H24	H25	H26	H27
夜間対応型訪問介護	介護給付		3,703	3,554	3,611	3,759
認知症対応型通所介護	介護給付		3,883	3,640	3,690	3,324
	予防給付		1	4	3	0
	計		3,884	3,644	3,693	3,324
小規模多機能型居宅介護	介護給付		2,378	2,323	2,602	2,796
	予防給付		73	76	82	94
	計		2,451	2,399	2,684	2,890
認知症対応型共同生活介護	介護給付		5,588	5,925	5,777	5,855
	予防給付		3	6	5	3
	計		5,591	5,931	5,782	5,858
特定施設入所者生活介護	介護給付		0	0	0	0
	予防給付		0	0	0	0
	計		0	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護給付		116	790	1,296	1,600
介護老人福祉施設入所者生活介護	介護給付		—	—	10	12
合 計	介護給付		15,668	16,232	16,986	17,346
	予防給付		77	86	90	97
	計		15,745	16,318	17,076	17,443
	重複利用を除く実人数		15,707	16,007	16,979	17,338

※1 夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、要支援1・2は利用できない。

※2 認知症対応型共同生活介護は、要支援1は利用できない。

地域密着型サービスの種類別経費

(単位：円)

サービスの種類		年度	H24	H25	H26	H27
夜間対応型訪問介護	介護給付		87,966,431	83,803,956	75,194,728	80,277,974
認知症対応型通所介護	介護給付		463,403,529	434,259,438	447,747,294	395,007,962
	予防給付		25,518	297,765	235,709	0
	計		463,429,047	434,557,203	447,983,003	395,007,962
小規模多機能型居宅介護	介護給付		539,504,077	518,340,354	595,854,055	623,170,966
	予防給付		4,742,220	5,907,627	5,849,345	6,354,784
	計		544,246,297	524,247,981	601,703,400	629,314,796
認知症対応型共同生活介護	介護給付		1,502,182,311	1,510,187,004	1,541,937,223	1,547,574,350
	予防給付		514,739	1,247,330	692,215	728,454
	計		1,502,697,050	1,511,434,334	1,541,937,223	1,548,302,804
特定施設入所者生活介護	介護給付		0	0	0	0
	予防給付		0	0	0	0
	計		0	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護給付		15,857,191	137,296,434	216,829,391	291,898,748
介護老人福祉施設入所者生活介護	介護給付		—	—	2,607,669	2,901,807
合 計	介護給付		2,608,913,539	2,683,887,186	2,879,478,145	2,940,831,807
	予防給付		5,282,477	7,452,722	6,777,269	7,083,238
	計		2,614,196,016	2,691,339,908	2,886,255,414	2,947,915,045

※1 夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、要支援1・2は利用できない。

※2 認知症対応型共同生活介護は、要支援1は利用できない。

## (2) 低所得者等の利用者負担軽減

介護サービスを利用した場合に、利用者は原則1割を負担する。低所得者が介護サービスを利用しやすいように各種の軽減策をとっている。

### ① 高額介護（介護予防）サービス費の支給

介護サービスを利用して支払った1か月の利用者負担額（福祉用具購入費、住宅改修費、食費・居住費、日常生活費等は対象外）の世帯合計が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を支給する。

(単位：件・円)

利用者負担段階		年度	上限額	区分	H24	H25	H26	H27
					件数	金額	件数	金額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税	15,000円			11,250	12,552	13,259	14,157
					117,633,315	130,473,722	140,175,622	149,021,322
第2段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	15,000円			38,971	41,878	44,541	46,534
					503,241,628	538,865,034	566,775,577	592,116,897
第3段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、第2段階に該当しない	24,600円			11,965	13,301	14,463	14,750
					86,078,537	95,842,944	102,651,181	103,194,577
第4段階	特別区民税課税世帯	37,200円			9,844	10,188	11,013	14,348
					53,777,921	54,634,636	60,547,376	150,840,099
第5段階	現役並み所得者相当※	44,400円			—	—	—	3,559
					—	—	—	48,448,525
合計					65,038	72,030	83,276	93,348
					660,003,698	760,731,401	870,149,756	1,043,621,420

※ 同一世帯内に65歳以上（第1号被保険者）で課税所得145万円以上の方がいる世帯

### ② 高額医療合算介護・介護予防サービス費の支給

同じ世帯内で、医療保険と介護保険の自己負担の合計金額が年間の負担限度額を超えた場合に、超えた分を支給する。

(単位：件・円)

区分		年度	上限額		区分	H25	H26	H27
			70歳以上	70歳未満		件数	金額	件数
現役並み所得者	特別区民税の課税所得金額が145万円以上の方（70歳未満の場合は、医療保険の上位所得者に該当する	67万円	126万円		302	361	389	
					11,862,597	13,243,770	14,583,425	
一般	世帯員のいずれかが特別区民税課税で、現役並み所得者に該当しない方	56万円	67万円		382	406	453	
					9,643,543	10,381,519	13,206,242	
低所得Ⅱ	世帯全員が特別区民税非課税で、低所得Ⅰに該当しない方	31万円	34万円		809	918	982	
					27,618,812	30,390,490	31,896,632	
低所得Ⅰ	世帯全員が特別区民税非課税で、所得が一定基準以下（年金収入額が80万円以下など）の方	19万円	34万円		2,461	2,630	2,841	
					87,257,648	94,531,023	98,029,672	
合計					3,954	4,315	4,665	
					136,382,600	148,546,802	157,715,971	

※1 この制度において世帯とは、基準日（7月31日）現在、同じ医療保険に加入している方をいう。

※2 対象期間は毎年8月から翌年7月（12か月）

※3 同一対象期間に同一被保険者が複数回支給された場合は1件とする。

③ 食費・居住費（滞在費）の軽減（特定入所者介護（介護予防）サービス費）

低所得者の負担が過重にならないよう、介護保険施設等利用時（入所・短期入所）には基準費用額（平均的な費用）と負担限度額との差を、「特定入所者介護（介護予防）サービス費」として保険給付で補う補足給付があり、介護保険施設等の入所・入院者（短期入所を含む）で特別区民税非課税者等に対して、申請に基づき、食費・居住費（滞在費）を軽減する。

特定入所者介護（介護予防）サービス費

（単位：金額 円）

年度 利用者負担段階		年 区分	H24	H25	H26	H27
			第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税	620人	678人
第2段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	認定 件数	2,879人	3,203人	3,347人	2,477人
第3段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、第2段階に該当しない		1,435人	1,541人	1,570人	1,162人
合計		認定 件数	4,934人	5,422人	5,616人	4,430人
		金額	997,227,924	1,141,006,583	1,205,323,574	1,224,771,978

※ 金額は、④の特例減額措置および⑤の旧措置入所者の負担減免のうち特定負担限度額認定の分を含む。

④ 利用者負担第4段階の特例減額措置

本人または世帯員が特別区民税を課税されていると、利用者負担第4段階に該当し、特定入所者介護等サービス費の支給対象にならない。ただし、高齢夫婦等の二人以上世帯で、一人が施設に入所し費用を負担したことで、在宅の方の生活費が一定額以下になるような場合には、申請に基づき、利用者負担第3段階の負担限度額とみなして、③と同様、食費や居住費を減額する。

認定件数

（単位：人）

年度	H24	H25	H26	H27
食費	0	0	0	2
居住費	0	0	0	2

⑤ 旧措置入所者の負担軽減

介護保険法施行日前に特別養護老人ホームに措置により入所していた人（旧措置入所者）に対して、平成12年3月時点での費用徴収額を上回らないように利用者負担および食費・居住費（平成17年9月までは食費のみ）の減免を行う。軽減した費用は、利用者負担は「施設サービス費」、食費・居住費は「特定入所者介護（介護予防）サービス費」として保険給付で賄われる。

認定件数

（単位：人）

年度	H24	H25	H26	H27
利用者負担額減免	40	33	23	19
特定負担限度額認定 （食費・居住費）	87	70	53	38

⑥ 訪問介護等利用者負担額の減免

障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）の施行に伴う制度移行措置として、障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた一定の要件を満たす人が、介護保険の適用を受けることになった場合には、利用者負担を免除する。

年度	H24	H25	H26	H27
認定件数(人)	—	—	—	—
助成件数(延べ人数)	0	0	0	0
助成金額(円)	0	0	0	0

⑦ 生計困難者に対する利用者負担額の減額

世帯非課税者等の一定の要件に該当する人が、軽減を実施している事業者の対象サービスを利用した場合、申請により利用者負担額（介護費、食費、居住費・滞在費）を3/4（高齢福祉年金受給者は1/2）に軽減する。

年度	H24	H25	H26	H27
認定件数(人)	220	250	287	300
助成件数(延べ人数)	1,531	1,523	1,480	1,409
助成金額(円)	4,655,344	6,004,752	6,750,930	7,904,198

⑧ 災害等の場合による利用者負担額の減免

災害などの特別な理由により利用者負担が困難になった場合には、申請により1割の負担額を一定期間減額・免除する。

年度	H24	H25	H26	H27
減免者数(人)	3	2	2	2
減免金額(円)	330,013	96,492	153,174	177,020

※ 平成23～25年度の減免者については23年3月11日の東日本大震災で被災した後に練馬区に転入し、サービスを利用した人について利用料や食費・居住費などの減免を行った。

⑨ 境界層該当者の負担軽減

本来適用される利用料・保険料などを負担した場合に生活保護に該当する人について、より低い基準等を適用すれば生活保護にならない場合に、利用料や保険料などを軽減する。

適用される費用は、負担限度額（居住費・食費）、高額介護等サービス費および保険料である。

年度	H24	H25	H26	H27
適用の種類	・負担限度額 ・高額介護等サービス費	・負担限度額 ・高額介護等サービス費 ・保険料	・負担限度額 ・高額介護等サービス費	・負担限度額 ・高額介護等サービス費
軽減者数(人)	24	18	30	27

### (3) 介護保険関連給付

#### ① 住宅改修理由書作成に対する支援

介護支援専門員(ケアマネジャー)等が居宅介護(介護予防)住宅改修費の申請に係る理由書を作成した場合、これらの者に対して助成を行う。助成額は、1件あたり2,000円である。なお、この事業は地域支援事業である。

年度	H22	H23	H24	H25
助成件数(件)	39	24	3	7
助成金額(円)	78,000	48,000	6,000	14,000

※ 平成25年度で終了

#### ② 暫定サービス利用者負担助成

要介護認定申請中に死亡するなど要介護認定結果が出せなかった人が、暫定ケアプラン等によりサービスを利用した場合に、保険給付相当額を支給する練馬区独自の事業を実施している。

年度	H24	H25	H26	H27
助成件数(件)	8	12	0	7
助成金額(円)	168,676	343,232	0	142,646

#### ③ 自立支援住宅改修給付

65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない人のうち、日常動作に支障があり、住宅の改修が必要と認められた人が、手すりの取付け等の住宅改修を行ったときに、改修費の9割相当額を支給する。

また、65歳以上で要支援・要介護認定を受けた人のうち、身体機能の低下や障害のため、既存の設備の使用が困難であると認められた人が、浴槽の取替え等の住宅改修を行ったときに、改修費の7割相当額を支給する。一部、介護保険住宅改修給付と併用可能である。

年度	H24	H25	H26	H27
助成件数(件)	771	745	675	309
助成金額(円)	91,073,210	88,489,957	81,435,900	68,263,058

### (4) 給付の適正化

区では、介護保険給付の適正化を図るための各種取組を行っている。平成19年度にはこの取組をさらに推進するため、「介護給付費適正化に向けた練馬区の取組について」を策定した。なお、①ケアプラン標準化事業および②介護給付費通知は、地域支援事業である。

#### ① ケアプラン標準化事業

平成18年10月から、利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるか等に着目したケアプランの点検(ケアプランチェック)を実施するため、介護給付調査員として非常勤職員2名を採用した。平成18年度は、1事業所につき1件のケアプランを提出させ、作成状況等の検証および評価を行った。平成19年度からは、介護を必要とする高齢者の

尊厳ある自立支援を目的として、課題分析による的確な生活全般の解決すべき課題の把握、明確な目標設定、適切なケアプラン作成等ケアマネジメントの手順が確実に実行されているか、介護給付調査員が個々に事業者を訪問し、確認、助言、指導を行っている。

年度	H24	H25	H26	H27
実施事業者数	51	56	49	62
点検件数	99	100	78	101

## ② 介護給付費通知

利用者自身が利用しているサービスの給付実績を確認する機会を作り、利用者の意識啓発と保険給付の適正化を図ることを目的として、平成 19 年度から介護保険サービスの利用状況をサービス利用者全員に通知している。

年度	H24	H25	H26	H27
実施回数	2	2	2	2
通知延べ件数	41,448	44,015	46,434	48,284

## ③ 給付適正化パンフレット（介護サービスの正しい利用法）

主に居宅サービスを利用する区民や家族を対象として、介護サービスの正しい利用法を分かりやすく示したパンフレットを作成、配布している。平成 27 年度は 12,000 部作成した。

## ④ 医療情報との突合

利用者が入院している期間など、医療保険給付と介護保険給付を同時に受けられないケースについて、国保連介護給付適正化システムから提供される医療給付情報と介護給付情報の突合結果をもとに、重複している事業者に対し点検を行い、介護給付が誤りである場合は過誤申立を行うよう促す。

## ⑤ 縦覧点検

請求が確定した給付実績に対し、複数月・複数事業所では請求できない介護給付費の算定がないか等を国保連合会から提供されるデータより検索し、事業者に対し連絡、点検を行い、請求が誤りである場合は過誤申立を行うよう促す。

## ⑥ 返還請求等

給付の適正化を図るため、給付事務が第三者の行為によって生じた場合の求償や、他制度との併給調整および介護報酬の不適切な算定の是正を行う。確認された過払いの給付費は返還請求を行う。

### 不適切な算定による返還請求

年度	H24	H25	H26	H27
件数	6	4	4	0

### 第三者行為求償（申請件数）

年度	H24	H25	H26	H27
件数	0	1	0	0



## (5) 保険給付の制限

介護保険料を滞納すると、滞納期間に応じて次のような措置がとられる。

### ① 1年間滞納した場合（支払方法の変更）

介護サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担し、後日申請により9割分が払い戻される。

### ② 1年6か月間滞納した場合（保険給付の一時差止）

利用している介護サービスの給付費（9割）の一部または全額が一時的に差し止められる。さらに滞納が続く場合は、差し止めた給付費から滞納保険料額を控除される。

### ③ 2年間以上滞納した場合（給付額の減額）

2年間以上滞納し時効になった保険料がある場合、その未納期間に応じて、利用者負担が3割に引き上げられる。また、高額介護等サービス費や高額医療合算介護等サービス費および特定入所者介護等サービス費の支給が受けられなくなる。

年度	H24	H25	H26	H27
種類	給付額の減額	給付額の減額	給付額の減額	給付額の減額
件数	91	96	89	83

## 8 地域支援事業

平成18年度に介護保険制度が改正され、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する目的で、地域支援事業が創設された。また、平成26年の介護保険法改正を受け、練馬区では、平成27年度に高齢者の介護予防と日常生活の自立支援を目的として、介護予防・日常生活支援総合事業を開始した。

なお、地域支援事業は、①介護予防・日常生活支援総合事業、②包括的支援事業、③任意事業の3事業から構成される。

### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、高齢者の社会参加の促進や、介護予防事業、生活支援などの多様なサービス事業の充実を図り、要介護状態等となることの予防、または、要介護状態等の軽減もしくは悪化防止を目的としている。平成26年度までは法改正前の介護予防事業二次予防事業、一次予防事業を実施してきた。平成27年度からは保険給付から介護予防訪問介護、介護予防通所介護を地域支援事業に移行し、介護予防・生活支援サービス事業を新たに開始した。また、一次予防事業は一般介護予防事業に再編して実施している。

①介護予防・生活支援サービス事業

事業名		年度			
		H25	H26	H27	
訪問サービス	延べ人数	—	—	14,098人	
	決算額	—	—	206,868,811円	
通所サービス	延べ人数	—	—	11,504人	
	決算額	—	—	291,559,249円	
健康長寿若がえり教室	高齢者筋力向上トレーニング(※)	参加実人数	280人	294人	239人
		参加延べ人数	5,859人	5,911人	4,460人
		実施延べ回数	571回	608回	664回
		決算額	24,111,475円	25,998,123円	29,117,907円
	ひざ痛腰痛対策事業(足腰しゃっきりトレーニング教室【室内】)(※)	参加実人数	206人	204人	171人
		参加延べ人数	2,037人	2,013人	1,691人
		実施延べ回数	131回	131回	132回
		決算額	4,761,368円	4,771,909円	5,257,004円
	ひざ痛腰痛対策事業(足腰しゃっきりトレーニング教室【プール】)(※)	参加実人数	171人	170人	120人
		参加延べ人数	1,657人	1,566人	1,100人
		実施延べ回数	95回	94回	96回
		決算額	6,160,300円	6,103,300円	6,003,672円
	栄養改善事業(若さを保つ栄養教室)(※)	参加実人数	102人	84人	49人
		参加延べ人数	358人	298人	171人
		実施延べ回数	48回	44回	44回
		決算額	6,894,387円	6,573,239円	6,555,659円
	口腔機能向上事業(しっかりかんで元気応援教室)(※)	参加実人数	129人	108人	44人
		参加延べ人数	634人	565人	227人
		実施延べ回数	65回	60回	59回
		決算額	9,025,286円	8,522,865円	8,487,457円
	複合型介護予防事業(まる得!若がえり教室)(※)	参加実人数	200人	245人	146人
		参加延べ人数	2,066人	2,407人	1,453人
		実施延べ回数	155回	177回	191回
		決算額	8,835,070円	10,165,520円	10,950,312円
介護予防ケアマネジメント	延べ人数	—	—	21,402人	
	決算額	—	—	78,711,150円	

(※)は、H25、H26は介護予防事業二次予防事業。

②一般介護予防事業（健康長寿はつらつ事業）

事業名	年度	H25	H26	H27
	介護予防小冊子作成	作成部数	パンフレット 10,000部	パンフレット 10,900部
決算額		1,009,470 円	734,616 円	725,706 円
講演会・健康教育 教室・健康相談	参加延べ人数	2,260 人	2,422 人	3,060 人
	実施延べ回数	90 回	98 回	121 回
	決算額	2,321,850 円	2,116,259 円	3,407,245 円
よりあいひろば事業	参加延べ人数	8,884 人	11,118 人	12,118 人
	実施延べ回数	566 回	615 回	636 回
	決算額	12,960,000 円	13,230,000 円	13,500,000 円
介護予防 キャンペーン事業	参加延べ人数	2,286 人	2,462 人	1,639 人
	決算額	1,731,790 円	1,719,012 円	2,243,820 円
認知症予防啓発事業	参加延べ人数	447 人	284 人	333 人
	実施延べ回数	7 回	5 回	5 回
	決算額	261,324	230,555	340,718 円
認知症予防プログラ ム事業	参加延べ人数	829 人	865 人	956 人
	実施延べ回数	73 回	73 回	68 回
	決算額	2,717,815	2,703,744	3,010,765 円
介護予防推進員 支援事業	参加延べ人数	225 人	224 人	226 人
	決算額	170,800 円	197,840 円	199,432 円
介護予防把握事業 (※)	チェックリス ト実施数	81,273 人	84,797 人	89,815 世帯 (配付世帯)
	決算額	45,062,433 円	45,153,230 円	19,024,507 円
地域リハビリテーシ ョン活動支援事業 (自主活動支援・自 立生活支援)	自主活動支援 延団体数	— 団体	— 団体	21 団体
	自立生活支援 延べ人数	— 人	— 人	36 人
	決算額	— 円	— 円	514,782 円
一般介護予防事業評 価事業 (26年度までは二次 予防事業評価事業)	開催回数	1 回	1 回	1 回
	決算額	47,400 円	47,400 円	47,400 円
街かどケアカフェ	実施数	—	—	開設準備
	決算額	— 円	— 円	32,337,252 円

(※) は、H25、H26 は介護予防事業二次予防事業対象者把握事業として実施（健康長寿チェックシートを配布し回収）。H27 は、健康長寿チェックシートを含む介護予防普及啓発冊子を世帯に配付し、健康長寿チェックシートの自己チェック、高齢者相談センターへの相談を勧奨した（回収は行っていない）。

## (2) 包括的支援事業

包括的支援事業は、高齢者相談センター（地域包括支援センター）が行う事業で、高齢者の保健医療・社会福祉などに関する総合的な相談や支援、高齢者虐待への対応や成年後見制度の活用支援、地域における連携・協働の体制づくりや地域の介護支援専門員への指導・助言などを行う事業である。

区市町村は実情に応じた圏域を設定して地域包括支援センターを設置することとなり、練馬区では4か所の高齢者相談センター（地域包括支援センター）を設置している。また、区内の25か所の在宅介護支援センターに併設で、高齢者相談センター（地域包括支援センター）支所を設置し、その機能の充実を図っている。

事業名		年度		
		H25	H26	H27
総合相談支援事業 ・権利擁護事業	相談件数 (うち権利擁護相談)	135,243件 (606件)	145,293件 (934件)	175,251件 (908件)
	ケアプラン作成 (二次予防事業対象者)	1,088件	1,105件	—(※)
	二次予防事業対象者数	19,477人	18,653人	—(※)
決算額		635,741,846円	668,271,707円	924,822,080円

(※) 平成27年度からの介護予防・日常生活支援総合事業の開始により、H27のケアプラン作成の「作成件数」は下記の【介護予防ケアマネジメント】に、「二次予防事業対象者数」はP33の「介護予防把握事業」に含まれる。

高齢者相談センター（地域包括支援センター）は、要支援者および事業対象者を対象とした介護予防支援および介護予防ケアマネジメントを行う。介護予防支援事業および介護予防ケアマネジメントの一部は、指定居宅介護支援事業者に委託できていることになっている。

### 【介護予防支援事業（3月末実績）】

事業名		年度		
		H25	H26	H27
ケアプラン作成	委託契約事業所数	273か所	274か所	199か所
	作成件数（委託分含む）	3,178件	3,490件	1,328件

### 【介護予防ケアマネジメント（3月末実績）】

事業名		年度		
		H25	H26	H27
ケアプラン作成	委託契約事業所数	—	—	192か所
	作成件数（委託分含む）	—	—	2,889件

### (3) 任意事業

任意事業は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるようにするために、被保険者や要介護者を介護している人等に対し、地域の実情に応じて実施する事業で、①介護給付等費用適正化事業、②家族介護支援事業、③その他の事業の3種類が定められている。

#### 任意事業

事業名		年度	H25	H26	H27
①	介護給付費適正化推進（ケアプランチェック）	実施事業者数	56 事業者	49 事業者	62 事業者
		決算額	6,454,207 円	5,209,806 円	6,522,492 円
	介護給付費適正化推進（介護給付費通知）	実施回数	2 回	2 回	2 回
		通知延べ件数	44,015 件	46,433 件	48,284 件
		決算額	2,902,560 円	3,113,489 円	3,270,888 円
	家族介護者教室	参加人数	956 人	1,134 人	1,179 人
実施回数		113 回	117 回	109 回	
認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成	利用料助成件数	364 件	386 件	429 件	
	決算額	790,650 円	761,400 円	835,920 円	
認知症理解普及促進事業	認知症体験者養成数	1,696 人	1,726 人	4,139 人	
	決算額	493,398 円	833,847 円	863,787 円	
認知症高齢者支援ネットワーク事業	徘徊対策ネットワーク協力者累計数	732 人	735 人	事業終了	
	決算額	63,744 円	12,083 円	—	
② 家族介護慰労事業	支給件数	5 件	7 件	7 件	
	決算額	500,000 円	700,000 円	700,000 円	
紙おむつなどの支給	紙おむつ支給延べ人数	52,761 人	56,131 人	57,935 人	
	おむつ代支給延べ人数	4,770 人	4,505 人	4,415 人	
	決算額	274,384,850 円	292,778,308 円	302,178,490 円	
認知症介護者支援事業	介護家族の学習・交流会	4 回	4 回	4 回	
	パートナーフォローアップ講座	2 回	2 回	事業終了	
	電話相談	51 回(146 件)	50 回(139 件)	52 回(116 件)	
	決算額	1,774,814 円	1,761,603 円	1,637,514 円	
認知症早期対応推進事業（※）	認知症（もの忘れ）相談	24 回(55 件)	24 回(52 件)	36 回(95 件)	
	認知機能測定器利用	467 人	480 人	事業終了	
	決算額	1,898,638 円	1,889,090 円	1,122,716 円	
③ 住宅改修理由書作成業務助成	助成件数	7 件	0 件	0 件	
	決算額	14,000 円	0 円	0 円	
食事サービス（配食サービス）	利用人数	1,386 人	1,399 人	1,492 人	
	食数	167,551 食	163,696 食	169,282 食	
	決算額	54,161,000 円	54,307,917 円	55,902,449 円	
高齢者緊急保護事業	利用人数	19 人	19 人	21 人	
	決算額	3,650,000 円	3,650,000 円	3,660,000 円	

※ 認知症早期対応推進事業は、平成 24 年度は③その他の事業であったが、25 年度からは②家族介護支援事業になった。

## 9 保 険 料

介護保険制度は、保険給付や地域支援事業に要する費用を、40 歳以上の被保険者の介護保険料と公費を財源に、練馬区が保険者となって運営している。

### (1) 第 1 号被保険者の保険料

第 1 号被保険者の保険料は、サービスに必要な費用に応じて、3 年度を単位とした事業運営期間ごとに練馬区介護保険条例で決定し、保険者が賦課・収納する。負担能力に応じた負担を求めるという観点から、平成 27～29 年度の事業運営期間における保険料は、15 段階の所得段階別で、基準額は 69,900 円（月額 5,825 円）と定められた。

保険料納付方法は、年金を年額 18 万円以上受給している方は年金からの徴収（特別徴収）となり、それ以外の方は納付書または口座振替による納付（普通徴収）となる。平成 18 年度から、従来の老齢・退職年金に加え、遺族年金・障害年金が特別徴収の対象となった。

第6期(平成27~29年度)の第1号被保険者の保険料

所得段階		調整率	保険料額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税 ・本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.45	31,460円
第2段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下	基準額×0.60	41,940円
第3段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が120万円超(本人が特別区民税未申告を含む)	基準額×0.70	48,930円
第4段階	本人が特別区民税非課税で世帯の中に特別区民税課税者があり、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.80	55,920円
第5段階	本人が特別区民税非課税で世帯の中に特別区民税課税者があり、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円超(本人が特別区民税未申告を含む)	基準額※	69,900円
第6段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が125万円未満	基準額×1.13	78,990円
第7段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満	基準額×1.28	89,480円
第8段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額×1.49	104,160円
第9段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	基準額×1.68	117,440円
第10段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額×1.88	131,420円
第11段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	基準額×2.10	146,790円
第12段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	基準額×2.33	162,870円
第13段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	基準額×2.60	181,740円
第14段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	基準額×2.80	195,720円
第15段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が2,000万円以上	基準額×3.00	209,700円

※基準額=基準月額×12か月

〈参考〉第5期(平成24~26年度)の第1号被保険者の保険料

所得段階		調整率	保険料額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税	基準額×0.50	31,440円
第2段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.50	31,440円
特例 第3段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下	基準額×0.60	37,730円
第3段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が120万円超 (本人が特別区民税未申告を含む)	基準額×0.70	44,020円
特例 第4段階	本人が特別区民税非課税で世帯の中に特別区民税課税者があり、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.80	50,310円
第4段階	本人が特別区民税非課税で世帯の中に特別区民税課税者があり、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円超 (本人が特別区民税未申告を含む)	基準額※	62,880円
第5段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が125万円未満	基準額×1.10	69,170円
第6段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満	基準額×1.22	76,720円
第7段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額×1.35	84,890円
第8段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	基準額×1.49	93,700円
第9段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額×1.65	103,760円
第10段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	基準額×1.82	114,450円
第11段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	基準額×2.00	125,760円
第12段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が1,000万円以上	基準額×2.20	138,340円

※基準額＝基準月額×12か月



所得段階別の第1号被保険者数

所得段階		年度		
		H24	H25	H26
第1段階	被保険者数	6,613	6,987	7,319
	構成比	4.5%	4.7%	4.8%
第2段階	被保険者数	22,944	23,442	23,712
	構成比	15.7%	15.6%	15.4%
特例第3段階	被保険者数	7,941	8,266	8,772
	構成比	5.5%	5.5%	5.7%
第3段階	被保険者数	9,197	9,609	9,935
	構成比	6.3%	6.4%	6.5%
特例第4段階	被保険者数	21,902	22,367	22,080
	構成比	15.0%	14.9%	14.4%
第4段階	被保険者数	14,077	14,126	14,567
	構成比	9.7%	9.4%	9.5%
第5段階	被保険者数	14,719	15,446	16,216
	構成比	10.1%	10.3%	10.6%
第6段階	被保険者数	16,777	17,369	17,723
	構成比	11.5%	11.6%	11.5%
第7段階	被保険者数	13,740	13,862	13,717
	構成比	9.4%	9.2%	8.9%
第8段階	被保険者数	6,066	6,332	6,470
	構成比	4.2%	4.2%	4.2%
第9段階	被保険者数	5,087	5,169	5,347
	構成比	3.5%	3.4%	3.5%
第10段階	被保険者数	2,049	1,955	2,194
	構成比	1.4%	1.3%	1.4%
第11段階	被保険者数	1,044	1,123	1,256
	構成比	0.7%	0.7%	0.8%
第12段階	被保険者数	3,624	3,837	4,280
	構成比	2.5%	2.6%	2.8%
合計	被保険者数	145,780	149,890	153,588
	構成比	100%	100%	100%

各年度3月31日現在（単位：人）

所得段階		年度	
		H27	
第1段階	被保険者数	32,030	
	構成比	20.5%	
第2段階	被保険者数	9,156	
	構成比	5.9%	
第3段階	被保険者数	10,261	
	構成比	6.6%	
第4段階	被保険者数	22,123	
	構成比	14.2%	
第5段階	被保険者数	14,769	
	構成比	9.4%	
第6段階	被保険者数	17,124	
	構成比	11.0%	
第7段階	被保険者数	18,432	
	構成比	11.8%	
第8段階	被保険者数	13,114	
	構成比	8.4%	
第9段階	被保険者数	6,459	
	構成比	4.1%	
第10段階	被保険者数	5,388	
	構成比	3.3%	
第11段階	被保険者数	2,111	
	構成比	1.3%	
第12段階	被保険者数	1,207	
	構成比	0.8%	
第13段階	被保険者数	1,662	
	構成比	1.1%	
第14段階	被保険者数	797	
	構成比	0.5%	
第15段階	被保険者数	1,665	
	構成比	1.1%	
合計	被保険者数	156,298	
	構成比	100%	

※ 年度途中資格喪失者を含む。

(2) 保険料の一般減免

第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、災害等により著しい損害を受けた場合等に、一定期間（災害等は3か月）を限度に保険料の支払猶予または減免を行う。

年度	H23	H24	H25	H26	H27
減免者数（人）	14	5	5	10	14
減免金額（円）	182,070	124,550	276,750	347,750	475,430

### (3) 震災減免

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災を被災した後に練馬区に転入した第 1 号被保険者に対して保険料の減免を行った。平成 24 年 10 月以降は、福島第一原発の事故に伴う避難者に要件を限って減免を継続している。

年度	H23	H24	H25	H26	H27
減免者数(人)	27	24	7	7	11
減免金額(円)	782,440	880,570	369,650	399,940	576,980

### (4) 公共事業施行に伴う自宅の買換え等に係る減免

平成 27 年度から、公共事業への協力により自宅等を売却し、自宅の買換え等を行った被保険者に係る保険料について減免の対象とした。当初の保険料額と、合計所得金額から売却による譲渡所得金額(上限 5,000 万円)を控除して得た額により算定する保険料額に差額が生じた場合に減免を行う。

	H23	H24	H25	H26	H27
減免者数(人)	—	—	—	—	20
減免金額(円)	—	—	—	—	1,966,200

### (5) 生計困難世帯の保険料の減額

所得段階第 2 段階または第 3 段階で、一定の条件に該当する生計困難な方の保険料を第 1 段階の保険料額に減額する。(平成 24~26 年度は第 3 段階または特例第 3 段階を第 2 段階に、平成 23 年度は第 3 段階を第 2 段階に減額)

年度	H23	H24	H25	H26	H27
減額者数(人)	81	87	86	93	100
減額金額(円)	748,920	703,930	1,081,140	778,350	1,182,030

### (6) 第 1 号被保険者の保険料収納状況

#### ① 介護保険料の収納状況

現年分

(単位:円)

区分		年度				
		H24	H25	H26	H27	
調定額(A)		8,873,156,720	9,152,007,110	9,448,291,000	11,176,969,890	
収納額	金額(B)	8,657,475,630	8,931,121,363	9,225,113,410	10,919,655,780	
	収納率(B/A)	97.6%	97.6%	97.6%	97.7%	
収入未済額	金額(C)	215,681,090	220,885,747	223,177,590	257,314,110	
	収入未済率(C/A)	2.4%	2.4%	2.4%	2.3%	

## 滞納繰越分

(単位：円)

区分		年度			
		H24	H25	H26	H27
調定額(A)		295,184,597	357,856,127	415,675,177	432,217,214
収納額	金額(B)	38,819,690	54,132,450	62,022,563	64,639,730
	収納率(B/A)	13.2%	15.1%	14.9%	15.0%
不納 欠損額	金額(C)	114,189,870	108,934,247	144,612,990	157,062,820
	不納欠損率(C/A)	38.7%	30.5%	34.8%	36.3%
収入 未済額	金額(D=A-B-C)	142,175,037	194,789,430	209,039,624	210,514,664
	収入未済率(D/A)	48.1%	54.4%	50.3%	48.7%

## ② 徴収方法別の収納状況 (現年分)

徴収方法		年度			
		H24	H25	H26	H27
特別 徴 収	調定者数(人)	122,564	126,609	130,240	132,418
	調定額(円)	7,492,999,540	7,756,550,250	8,018,919,050	9,550,646,360
	収納額(円)	7,492,999,540	7,756,550,250	8,018,919,050	9,550,646,360
	収納率	100%	100%	100%	100%
普通 徴 収	調定者数(人)	29,276	29,327	29,596	30,091
	調定額(円)	1,380,157,180	1,395,456,860	1,429,371,950	1,626,323,530
	収納額(円)	1,164,476,090	1,174,571,113	1,206,194,360	1,369,009,420
	収納率	84.4%	84.2%	84.4%	84.2%
合 計	調定者数(人)	151,840	155,936	159,836	162,509
	調定額(円)	8,873,156,720	9,152,007,110	9,448,291,000	11,176,969,890
	収納額(円)	8,657,475,630	8,931,121,363	9,225,113,410	10,919,655,780
	収納率	97.6%	97.6%	97.6%	97.7%

## ③ 口座振替の状況

各年度3月31日現在(単位：人)

年度	H24	H25	H26	H27
普通徴収被保険者数	28,108	28,189	28,506	27,879
口座振替加入者数	5,847	5,360	5,322	5,127
口座振替加入率	20.8%	19.0%	18.7%	18.4%

## (7) 第2号被保険者の保険料

第2号被保険者の保険料は、それぞれが加入している医療保険者が算定方法を定め、医療保険料と併せて納入する。そのため練馬区(保険者)は直接第2号被保険者分の保険料を賦課・収納することはなく、医療保険者が徴収した保険料は全国で一括して集められ、その中から練馬区の保険給付費の28%に相当する金額が介護給付費納付金として交付される。

## 被保険者の負担割合

	第1期 (12~14年度)	第2期 (15~17年度)	第3期 (18~20年度)	第4期 (21~23年度)	第5期 (24~26年度)	第6期 (27~29年度)
第1号被保険者	17%	18%	19%	20%	21%	22%
第2号被保険者	33%	32%	31%	30%	29%	28%
被保険者合計	50%	50%	50%	50%	50%	50%

## 10 介護保険財政

介護保険事業の費用は、40歳以上の被保険者の介護保険料と公費（国、都、区で負担）で賄われている。この収入および支出については、法令に基づき特別会計を設けている。

### （1）保険給付

介護給付・予防給付の費用は保険料と公費が50%ずつ負担することになっている。

平成27年度における保険料負担の内訳は、第1号被保険者分が22%、第2号被保険者分（支払基金交付金）が28%であり、公費負担の内訳は、国25%、都12.5%、区12.5%である。ただし、介護保険施設と有料老人ホーム等の特定施設に係る給付費（施設等給付費）については、国20%、都17.5%となっている。

なお、国の25%（施設等給付費20%）のうち5%については、区市町村間の介護保険財政の不均衡を是正するための調整交付金として交付される。平成27年度の練馬区の交付率は4.91%であった。

## (2) 地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業の費用負担は保険給付費と同様であり、包括的支援事業と任意事業については、第2号被保険者の保険料負担がなく、その分は公費で負担している。

平成27年度における介護予防・日常生活支援総合事業の費用負担の内訳は、第1号被保険者分が22%、第2号被保険者分28%、国25%、都12.5%、区12.5%である。ただし、介護給付費と同じく、介護予防・日常生活支援総合事業に係る国の支出(25%)にのうち、5%は各保険者の状況に応じて交付される調整交付金として交付される。(交付率は介護給付費と同様)

包括的支援・任意事業の費用負担の内訳は、第1号被保険者分が22%、国39%、都19.5%、区19.5%である。

なお、費用負担の対象となる事業費(交付金対象額)には上限がある。

平成27年度から、地域支援事業の財源の上限と構成の見直しが行われ、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業の2つの区分で上限管理がおこなわれ、地域支援事業全体の上限設定は廃止された。

具体的には、介護予防・日常生活支援総合事業は、移行前年度の予防給付等実績額×75歳以上高齢者の伸び率など、包括的支援事業・任意事業については、既存事業分は平成26年度の上限額×65歳以上の高齢者の伸び率、新しい包括的支援事業分(社会保障充実分)は日常生活圏域数・地域包括支援センター数に応じた算定式による標準額の範囲内で実施することとなる。なお、厚生労働省との個別協議により標準額を超えることも可能である。

練馬区は、平成27年度の介護予防・日常生活支援総合事業については、「移行期間における10%特例」により引き上げられた上限額を採用した。包括的支援事業・任意事業については、適用条件を満たす場合に上限設定可能な特例の上限式と、社会保障充実分については個別協議により引き上げた上限額を採用した。上限を超えた分については、区一般会計から繰り入れている。

地域支援事業歳出総額と交付金対象額

(単位:円)

事業名		年度		
		H25	H26	H27
介護予防・日常生活支援総合事業	歳出総額	126,070,768	128,267,612	721,209,457
	うち交付金対象額	124,798,626	126,981,730	687,581,981
包括的支援事業+任意事業	歳出総額	985,372,207	1,035,921,750	1,300,128,366
	うち交付金対象額	831,004,810	901,988,124	1,050,305,557
合計	歳出総額	1,111,442,975	1,164,189,362	2,021,337,823
	うち交付金対象額	955,803,436	1,028,969,854	1,737,887,538

## 介護保険会計(保険事業勘定)決算内訳

(歳入)

(単位:円)

区 分	H24		H25		H26		H27	
	収入額	構成比	収入額	構成比	収入額	構成比	収入額	構成比
1 介護保険料	8,703,084,860	21.2%	8,992,970,683	20.7%	9,295,783,923	20.4%	10,994,406,690	22.8%
1 介護保険料	8,703,084,860	21.2%	8,992,970,683	20.7%	9,295,783,923	20.4%	10,994,406,690	22.8%
2 国庫支出金	9,221,257,037	22.4%	10,012,796,075	23.1%	10,606,812,506	23.3%	10,978,545,478	22.8%
1 国庫負担金	7,088,034,782	17.2%	7,656,190,021	17.7%	8,017,809,360	17.6%	8,286,474,012	17.2%
2 国庫補助金	2,133,222,255	5.2%	2,356,606,054	5.4%	2,589,003,146	5.7%	2,692,071,466	5.6%
3 支払基金交付金	11,559,385,302	28.1%	12,205,104,000	28.1%	12,845,115,602	28.2%	12,839,444,000	26.6%
1 支払基金交付金	11,559,385,302	28.1%	12,205,104,000	28.1%	12,845,115,602	28.2%	12,839,444,000	26.6%
4 都支出金	6,230,363,271	15.2%	6,354,483,031	14.7%	6,640,709,072	14.6%	6,880,591,219	14.3%
1 都負担金	5,699,989,000	13.9%	6,183,266,004	14.3%	6,449,068,000	14.1%	6,595,111,000	13.7%
2 都補助金	177,896,627	0.4%	171,217,027	0.4%	191,641,072	0.4%	285,480,219	0.6%
3 財政安定化基金支出金	352,477,644	0.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5 財産収入	505,865	0.0%	677,212	0.0%	632,378	0.0%	924,836	0.0%
1 財産運用収入	505,865	0.0%	677,212	0.0%	632,378	0.0%	924,836	0.0%
6 繰入金	5,315,745,049	12.9%	5,725,805,903	13.2%	6,053,678,430	13.3%	6,315,389,770	13.1%
1 一般会計繰入金	5,315,745,049	12.9%	5,579,390,955	12.9%	5,836,791,430	12.8%	6,315,389,770	13.1%
2 基金繰入金	0	0.0%	146,414,948	0.3%	216,887,000	0.5%	0	0.0%
7 繰越金	84,833,324	0.2%	66,307,175	0.2%	175,303,770	0.4%	185,427,919	0.4%
1 繰越金	84,833,324	0.2%	66,307,175	0.2%	175,303,770	0.4%	185,427,919	0.4%
8 諸収入	3,393,194	0.0%	2,666,733	0.0%	2,569,560	0.0%	1,783,663	0.0%
1 延滞金加算金及び過料	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2 預金利子	130,804	0.0%	230,997	0.0%	314,022	0.0%	290,614	0.0%
3 雑入	3,262,390	0.0%	2,435,736	0.0%	2,255,538	0.0%	1,493,049	0.0%
歳入合計	41,118,567,902	100%	43,360,810,812	100%	45,620,605,241	100%	48,196,513,575	100%

(歳出)

(単位:円)

区 分	H24		H25		H26		H27	
	支出額	構成比	支出額	構成比	支出額	構成比	支出額	構成比
1 保険給付費	39,392,652,630	96.0%	41,964,465,302	97.2%	44,071,012,887	97.0%	45,038,641,379	94.6%
1 保険給付費	39,392,652,630	96.0%	41,964,465,302	97.2%	44,071,012,887	97.0%	45,038,641,379	94.6%
1 居宅介護サービス費	18,767,980,882	45.7%	19,908,784,487	46.1%	20,828,608,199	45.8%	21,508,086,430	45.2%
2 介護予防サービス費	1,116,378,632	2.7%	1,233,680,567	2.9%	1,404,636,719	3.1%	928,312,425	1.9%
3 施設等サービス費	14,965,585,425	36.5%	15,976,091,142	37.0%	16,680,430,766	36.7%	17,179,532,375	36.1%
4 地域密着型サービス費	2,614,196,016	6.4%	2,691,339,908	6.2%	2,886,255,414	6.4%	2,947,915,045	6.2%
5 高額介護等サービス費	877,886,531	2.1%	956,198,936	2.2%	1,018,696,558	2.2%	1,201,337,391	2.5%
6 特定入所者介護等サービス費	997,227,924	2.4%	1,141,006,583	2.6%	1,205,323,574	2.7%	1,224,771,978	2.6%
7 審査支払手数料	53,397,220	0.1%	57,363,679	0.1%	47,061,657	0.1%	48,685,735	0.1%
2 財政安定化基金拠出金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
1 財政安定化基金拠出金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3 地域支援事業費	1,102,623,737	2.7%	1,111,442,975	2.6%	1,164,189,362	2.6%	2,021,337,823	4.2%
1 地域支援事業費	1,102,623,737	2.7%	1,111,442,975	2.6%	1,164,189,362	2.6%	2,021,337,823	4.2%
1 介護予防事業費/日常生活支援総合事業	122,406,612	0.3%	126,070,768	0.3%	128,267,612	0.3%	721,209,457	1.5%
2 包括的支援事業費	631,575,443	1.5%	635,741,846	1.5%	668,271,707	1.5%	924,822,080	1.9%
3 任意事業費	348,641,682	0.8%	349,630,361	0.8%	367,650,043	0.8%	375,306,286	0.8%
4 基金積立金	479,985,000	1.2%	41,604,000	0.1%	27,162,000	0.1%	371,471,000	0.8%
1 基金積立金	479,985,000	1.2%	41,604,000	0.1%	27,162,000	0.1%	371,471,000	0.8%
5 諸支出金	76,999,360	0.2%	67,994,765	0.2%	172,813,073	0.4%	187,887,997	0.4%
1 償還金及び還付金	76,669,347	0.2%	67,874,353	0.2%	172,659,899	0.4%	187,710,977	0.4%
1 第1号被保険者保険料還付金	9,524,750	0.0%	11,003,540	0.0%	11,996,000	0.0%	13,973,810	0.0%
2 国庫支出金等過年度分返還金	67,144,597	0.2%	56,870,813	0.1%	160,663,899	0.4%	173,737,167	0.4%
2 臨時特例給付費等	330,013	0.0%	120,412	0.0%	153,174	0.0%	177,020	0.0%
歳出合計	41,052,260,727	100%	43,185,507,042	100%	45,435,177,322	100%	47,619,338,199	100%

※ 平成18年度の介護保険制度の改正により導入された高齢者相談センター(地域包括支援センター)における指定介護予防支援事業(予防給付ケアプラン作成)については、介護保険会計内に、保険者としての「保険事業勘定」とは別に事業者としての「サービス事業勘定」を設けている。

※ 平成27年度に地域支援事業の内容が見直され、区市町村は平成30年3月31日までに介護予防・日常生活支援総合事業を実施することとなり、練馬区は平成27年4月1日より介護予防・日常生活支援総合事業を開始した。

## 一般会計決算内訳

(歳入)

(単位:円)

区 分	年 度	H24	H25	H26	H27
		収入額	収入額	収入額	収入額
1 国庫支出金		0	866,000	13,282,000	65,405,380
1 介護保険事業費		—	866,000	13,282,000	9,000,000
2 介護保険低所得者保険料軽減負担金		—	—	—	56,405,380
2 都支出金		2,978,000	3,620,000	4,169,000	33,268,690
1 介護保険利用者負担軽減費		2,978,000	3,620,000	4,169,000	5,066,000
2 介護保険低所得者保険料軽減負担金		—	—	—	28,202,690
3 諸収入		1,021,916	1,247,071	1,321,865	1,048,582
1 雑入		1,021,916	1,247,071	1,321,865	1,048,582
歳入合計		3,999,916	5,733,071	18,772,865	99,722,652

(歳出)

(単位:円)

区 分	年 度	H24	H25	H26	H27
		支出額	支出額	支出額	支出額
1 介護保険事務費		479,789,415	482,114,604	478,611,313	513,269,666
1 事務費(臨時職員経費を含む)		61,153,015	60,446,429	61,623,462	68,309,807
2 運営協議会費		610,103	—(※)	—(※)	—(※)
3 認定調査等経費		332,165,739	336,388,571	338,450,024	356,460,182
4 介護認定審査会経費		82,192,356	82,037,066	75,115,849	85,366,655
5 地域密着型サービス運営委員会費		358,168	376,243	540,062	546,840
6 介護サービス事業者指定・指導経費		3,310,034	2,866,295	2,881,916	2,586,182
2 介護保険利用者負担軽減費		4,655,344	6,004,752	6,750,930	7,904,198
1 審査支払手数料		0	0	0	0
2 生計困難者等に対する利用者負担額軽減助成費		4,655,344	6,004,752	6,750,930	7,904,198
3 訪問介護利用者負担軽減費		0	0	0	0
3 介護報酬対象外サービス支援経費		168,676	343,232	0	142,646
1 暫定サービス利用者負担軽減費		168,676	343,232	0	142,646
4 介護保険会計繰出金		5,381,449,383	5,656,355,329	5,914,137,419	6,334,263,121
1 介護保険会計繰出金(サービス事業勘定含む)		5,381,449,383	5,656,355,329	5,914,137,419	6,334,263,121
5 介護従事者処遇改善臨時特例交付金基金積立金		0	0	0	0
1 積立金		0	0	0	0
6 都支出金概算交付金の精算金		730,000	856,000	721,000	472,000
1 精算金		730,000	856,000	721,000	472,000
歳出合計		5,866,792,818	6,145,673,917	6,400,220,662	6,856,051,631

※「運営協議会費」は、平成25年度から「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進経費」に組み替えとなった。

## 1 1 事業者

### (1) 指定等

介護保険のサービスを提供する事業者には、それぞれのサービスごとに定められた基準のもとで、都道府県や区市町村が指定する「指定事業者」と、指定要件は満たしていないが一定の水準を満たすサービス提供が行えると、練馬区が個別に判断した「基準該当サービス事業者」がある。

「指定事業者」のうち、地域密着型サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者および介護予防支援事業者は区市町村が指定する。

練馬区内に所在地のある指定居宅介護支援・介護予防支援事業者 各年4月1日現在

年	H25	H26	H27	H28
サービスの種類				
居宅介護支援	197	206	217	216
介護予防支援	4	4	4	4

練馬区内に所在地のある指定居宅サービス・介護予防サービス事業者 各年4月1日現在

年	H25	H26	H27	H28
居宅サービスの種類				
訪問介護	184(181)	192(190)	204(202)	199(197)
訪問入浴介護	10(10)	12(12)	13(13)	12(12)
訪問看護	35(35)	47(47)	52(52)	53(53)
訪問リハビリテーション	7(7)	10(10)	10(10)	11(11)
通所介護	177(147)	198(168)	209(175)	69(69)
通所リハビリテーション	13(12)	16(15)	16(15)	17(16)
短期入所生活介護	26(25)	29(28)	32(31)	33(33)
短期入所療養介護	11(11)	13(13)	13(13)	14(14)
特定施設入所者生活介護	42(35)	45(37)	50(38)	52(40)
福祉用具貸与	28(28)	35(35)	39(39)	40(40)
特定福祉用具販売	31(31)	36(36)	41(41)	43(43)
合計	564(522)	633(591)	679(629)	543(528)

※1 ( )内は指定介護予防サービス事業者の数

※2 基準該当サービス事業者(次ページ表に再掲)を含む。

練馬区内に所在地のある指定介護保険施設 各年4月1日現在

年	H25	H26	H27	H28
施設サービスの種類				
介護老人福祉施設	24(1,666)	25(1,724)	27(1,864)	27(1,864)
介護老人保健施設	8(816)	11(1,080)	11(1,080)	13(1,236)
介護療養型医療施設	4(303)	3(296)	2(248)	2(248)
合計	36(2,785)	39(3,100)	40(3,192)	42(3,348)

※ ( )内は各施設の介護保険の対象となる定員



練馬区登録の基準該当サービス事業者数

各年4月1日現在

年	H25	H26	H27	H28
サービスの種類				
居宅介護支援	0	1	1	1
訪問介護	1	2	2	2
通所介護	0	1	1	1
短期入所生活介護	1	1	1	1
介護予防支援	0	1	1	1
合計	2	6	6	6

練馬区内に所在地のある地域密着型サービス事業者

各年4月1日現在

年	H25	H26	H27	H28
サービスの種類				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4(—)	7(—)	7(—)	7(—)
夜間対応型訪問介護	2(—)	2(—)	2(—)	2(—)
地域密着型通所介護	—	—	—	142(—)
認知症対応型通所介護	18(17)	19(18)	16(15)	17(16)
小規模多機能型居宅介護	11(11)	13(13)	14(14)	16(16)
認知症対応型共同生活介護	28(28)	29(29)	30(30)	32(32)
合計	63(56)	70(60)	69(59)	216(64)

※ ( ) 内は介護予防指定事業者の数

(2) 指導監督

介護保険制度の適正な運営を図るため、介護サービス事業者等に指導監督を行う。

指導は、事業者等の育成・支援を念頭に、指定基準等で定められた介護給付等対象サービスの取扱いや介護報酬請求等についての周知徹底を方針としている。なお指導には、指導内容に応じた事業者等を集めて、講習等の方法で行う集団指導と、実地で面談方式により行う実地指導がある。

監査は、サービス提供や介護報酬請求について不正や著しい不当が疑われる場合に、事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼としている。通報・苦情、実地指導等で確認した情報を踏まえ、指定基準違反等の確認について必要がある場合に行う。

指導監査の実績

実地指導

(単位：施設数)

年度	H24	H25	H26	H27
事業者の種類・区分				
居宅介護支援事業者	52	56	50	55
居宅サービス事業者	77	90	90	104
介護保険施設	3	0	8	6
地域密着型サービス事業者	16	11	29	21
基準該当サービス事業者	0	0	0	0

## 集団指導

年度	実施日および対象事業者
H24	H24. 12. 18 地域密着型サービス事業者（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護） H25. 1. 25 通所介護事業者、認知症対応型通所介護事業者 H25. 2. 27 居宅介護支援事業者、訪問介護事業者（2回）
H25	H25. 12. 20 地域密着型サービス事業者（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護） H26. 1. 21 通所介護事業者、認知症対応型通所介護事業者 H26. 2. 19 居宅介護支援事業者、訪問介護事業者（2回）
H26	H26. 12. 1 地域密着型サービス事業者（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護） H27. 1. 21 通所介護事業者、認知症対応型通所介護事業者 H27. 2. 9 居宅介護支援事業者、訪問介護事業者（2回）
H27	H27. 12. 18 地域密着型サービス事業者（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護） H28. 1. 20、H28. 1. 22、H28. 1. 25、H28. 1. 28 通所介護事業者、認知症対応型通所介護事業者 H28. 2. 17 居宅介護支援事業者、訪問介護事業者（2回）

### 監査

平成 24 年度	0 事業者
平成 25 年度	1 事業者
平成 26 年度	0 事業者
平成 27 年度	1 事業者

## 1 2 その他

### (1) 相談・苦情

介護保険では、利用者からの相談・苦情を受けるしくみが制度的に位置づけられている。また、保険者である練馬区を行った行政処分に不服がある場合は、東京都が設置する介護保険審査会に審査請求を行うことができる。

#### ① 相談・苦情

区民からの相談や苦情は、総合福祉事務所内の高齢者相談センター（地域包括支援センター）、在宅介護支援センター併設の高齢者相談センター（地域包括支援センター）支所や介護保険課などの区の窓口のほか、国民健康保険団体連合会、東京都、居宅介護支援事業者、サービス提供事業者、介護保険施設、消費生活センター等で受け付けている。

東京都国民健康保険団体連合会へ報告した苦情の状況調査の集計結果

分 類	H24		H25		H26		H27	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
要介護認定に関すること	1	0.3%	0	0%	1	3.4%	0	0%
保険料に関すること	257	84.8%	0	0%	0	0%	0	0%
ケアプランに関すること	1	0.3%	1	2.3%	1	3.4%	0	0%
サービス供給量に関すること	0	0%	1	2.3%	0	0%	1	2.1%
介護報酬に関すること	1	0.3%	0	0%	0	0%	0	0%
その他制度上の問題に関すること	5	1.7%	2	4.7%	0	0%	2	4.2%
行政の対応に関すること	4	1.3%	1	2.3%	1	3.4%	3	6.2%
サービス提供・保険給付に関すること	22	7.3%	26	60.5%	22	75.9%	35	72.9%
その他(サービス提供者との人間関係等)	12	4.0%	12	27.9%	4	13.8%	7	14.6%
合 計	303	100%	43	100%	29	100%	48	100%

② 保健福祉サービス苦情調整委員（区長の附属機関）

区や民間事業者が行う高齢者、障害者、子ども等を対象とした保健福祉サービスの利用に関する区民からの苦情申立を受け、調整に必要な調査や是正勧告、意見表明を行う区長の附属機関を平成 15 年6月に設置した。苦情調整委員（弁護士等学識経験者）3名と専門相談員2名で構成されている。

相談・苦情別件数（介護保険関連のみ）

（単位：件）

年度	H24	H25	H26	H27
区分				
相談	11	21	18	5
苦情（うち申立）	67(9)	52(1)	86(9)	62(6)
合 計	78	73	104	67

③ 審査請求

保険者（練馬区）の行った要介護認定に関する行政処分や保険料の賦課徴収等に関する行政処分に不服がある場合には、第三者機関として東京都に設置されている介護保険審査会に審査請求を行うことができる。

審査請求受理件数

（単位：件）

年度	H24	H25	H26	H27
区分				
要介護認定に関すること	0	0	0	1
介護保険料に関すること	0	0	0	0
その他	0	0	0	0

(2) 情報提供

ケアプランを作成するために必要な認定調査票および主治医意見書等の情報を、被保険者や主治医の同意の上、居宅介護支援事業者等へ提供する。

情報提供件数

（単位：件）

年度	H24	H25	H26	H27
件数	13,919	14,387	14,496	15,596

### (3) 介護支援専門員(ケアマネジャー)に対する支援

高齢者相談センター（地域包括支援センター）を中心に、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための支援を行っている。ケアプランの作成を担うケアマネジャーや、地域のケアマネジャーの指導・支援を行う主任ケアマネジャー等の資質向上を目的として、職務上必要な知識や技術の習得を支援するため、日常的な個別指導・相談や研修等を実施している。

平成 27 年度介護支援専門員研修の実施状況 (単位：人)

回	研修内容	参加人数
1	質の向上ガイドライン研修（主任ケアマネジャー向け）	92
2	質の向上ガイドライン研修（ケアマネジャー向け）	57
3	介護支援専門員人財育成～地域同行型実施研修について～	103

このほか、各高齢者相談センターは、当該圏域内を対象にした研修を行っている。

また、介護支援専門員資格は平成18年度の法改正により5年毎の更新が必要となった。練馬区では、介護支援専門員の維持・確保のため、平成21年度から介護支援専門員更新研修費の一部を助成している。

介護支援専門員資格更新研修費助成実績 (単位：人)

助成対象研修	年度		
	H25	H26	H27
専門研修ⅠおよびⅡに相当する科目の受講者	20	15	11
専門研修Ⅱに相当する科目の受講者	80	70	77

### (4) 練馬区地域ケア会議

練馬区では、区内4か所の高齢者相談センター（地域包括支援センター）、区内25か所の在宅介護支援センターに併設して高齢者相談センター（地域包括支援センター）支所を設置している。地域における高齢者等に対し、保健・医療・福祉に係る各種サービスを総合的に調整し、また地域包括ケアシステムを確立していくために、高齢者相談センター（地域包括支援センター）に「練馬区地域ケア会議」を設置している。

平成 27 年度練馬区地域ケア会議の開催状況 (単位：合計回数)

会議の種類		内容	開催数
地域ケア個別会議		・個別課題に対して多角的視点から検討および解決を積み重ねる中で地域課題を把握し、圏域会議につなげるもの	50
地域ケア圏域会議		・個別会議の地域課題の報告を受けて、地域課題の問題解決を図り、それを積み重ねる中で地域の実情により必要と思われる事項を把握し、推進会議につなげるもの	4
地域ケア推進会議		・圏域会議で検討した地域課題に対して地域の実情により必要と思われる事項を検討し、課題解決のために練馬区として必要な施策などに結びつけるもの	1
その他	全体会	・練馬区と構成員（サービス事業者および民生委員等）との情報交換等	4
	在宅介護支援センター会	・地域包括支援センターと在宅介護支援センターの運営に関する情報交換等	48

### (5) 練馬介護人材育成・研修センター運営費の補助

専門性を持った介護従事者の育成と介護人材の確保を支援するため、社会福祉法人練馬区社会福祉事業団が設置する「練馬介護人材育成・研修センター」にかかる運営費の補助を行った。

#### ① 人材育成事業

区内介護サービス事業所に勤務する従業員等を対象に無料で受講できる研修を実施した。

	H25 年度	H26 年度	H27 年度
実施	124 回 (71 種類)	121 回 (73 種類)	120 回 (79 種類)
参加者 (延べ数)	3,168 人	2,970 人	3,052 人

#### ② 人材確保事業

介護分野での就労を目指す方等を対象に、仕事セミナー、就職面接会、事業所見学・面接会を開催することで、区内の介護サービス事業者が介護従事者を確保する機会を設けた。

	H25 年度			H26 年度			H27 年度		
	実施	参加者	採用者	実施	参加者	採用者	実施	参加者	採用者
仕事セミナー	4 回	211 人	0 人	3 回	127 人	2 人	3 回	115 人	0 人
就職面接会	1 回	33 人	8 人	2 回	87 人	23 人	3 回	166 人	31 人
事業所見学・面接会	2 回	31 人	10 人	2 回	27 人	7 人	2 回	32 人	11 人

#### ③ 相談支援事業

練馬介護人材育成・研修センターに登録している事業所に雇用される介護従事者が、精神的・身体的な悩み等について相談できる常設の相談窓口を設けた。

また、メンタルヘルスなどに関する講習会を実施した。

##### 【相談支援】

	H25 年度	H26 年度
こころの相談	38 件	36 件
からだの相談	2 件	2 件
暮らしの相談	7 件	8 件
面接メンタルヘルスカウンセリング		6 件

(平成 27 年度から内容変更)

	方法	H27 年度
健康相談	電話	84 件
メンタルヘルスのカウンセリング	電話	58 件
	メール	1 件
	面談	0 件
セカンドオピニオン	電話	3 件
	面談	5 件

##### 【講習会】

	H25 年度	H26 年度	H27 年度
実施	6 回	5 回	6 回
参加者 (延べ数)	124 人	89 人	131 人

## (6) 行事・広報

平成 27 年度の介護保険制度に関する行事や広報活動は、下記のとおり実施した。

	タイトル等	内容等
介護週間事業	健康長寿はつつフェスティバル講演会	練馬文化センター 大ホール (11/9)
	介護サービスパネル展示	区役所アトリウム(11/10~15) 光が丘区民センター2階(11/12~13)
	地域密着型サービス情報ブース	区役所アトリウム(11/10~15) 光が丘区民センター2階(11/12~13)
	福祉用具・住宅改修展示・電動車いす体験試乗会・介護用品特売市	区役所アトリウム(11/12~13)
	介護なんでも相談会	区役所地下多目的会議室(11/7) アトリウム(11/12~13)
	介護施設取り組み報告会	ココネリ 3階(11/12)
	元気度測定(体力測定・血管年齢測定等)	ココネリ 3階(11/12)
	認知症サポーター養成講座	区役所地下多目的会議室(11/14)
	練馬区社会福祉事業団実践報告会	ココネリ 3階(11/15)
パンフレット	すぐわかる介護保険	介護保険課および関係窓口にて配布
	同テープ版	介護保険課および高齢者相談センター(地域包括支援センター)の窓口での貸し出し
	介護サービスの正しい利用法	介護保険課および関係窓口にて配布
	介護保険のご案内	新たに 65 歳になる方に送る被保険者証に同封
	練馬区の介護保険料	納入通知書発送のときに同封
	地域密着型サービス利用ガイド	介護保険課および関係窓口にて配布
	こんにちは 高齢者相談センター(地域包括支援センター)です!	高齢者相談センター(地域包括支援センター)・同支所および関係窓口にて配布
冊子	練馬区内の指定居宅介護支援事業者一覧	介護保険課窓口にて配布
	練馬区内の介護保険サービス事業者一覧	
	練馬区内の地域密着型サービス事業者一覧	
その他	介護保険料についてのご案内	納入通知書発送のときに同封
	ねりま区報(随時)	新聞折り込み、公共施設等での配布
	ホームページ	介護保険に関するお知らせ、統計データ等随時更新

## 1.3 介護保険に関する練馬区の条例、規則、要綱

(地域支援事業のみに関するものを除く)

### 介護保険に関する条例・規則

- 練馬区介護保険条例 (平成12年3月制定)
- 練馬区介護保険条例施行規則 (平成12年3月制定)
- 練馬区介護保険給付準備基金条例 (平成12年3月制定)
- 練馬区保健福祉サービス苦情調整委員条例 (平成15年3月制定)
- 練馬区保健福祉サービス苦情調整委員条例施行規則 (平成15年5月制定)
- 練馬区指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則 (平成18年3月制定)
- 練馬区指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則 (平成18年3月制定)
- 練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例 (平成24年12月制定)
- 練馬区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例 (平成24年12月制定)
- 練馬区指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例 (平成27年3月制定)

### 介護保険に関する要綱

- 練馬区介護保険事業に係る要介護認定調査委託実施要綱 (平成12年1月制定)
- 練馬区介護認定審査会運営要綱 (平成12年3月制定)
- 練馬区障害者訪問介護等利用者負担金助成事業実施要綱 (平成12年3月制定)
- 練馬区基準該当サービス事業者の登録に関する要綱 (平成12年4月制定)
- 練馬区介護保険居宅介護サービス費等の額の特例に関する事業実施要綱 (平成12年8月制定)
- 練馬区介護保険住宅改修費の受領委任払いに関する実施要綱 (平成12年9月制定)
- 練馬区介護保険料の徴収猶予および減免処理要綱 (平成12年9月制定)
- 練馬区介護保険暫定サービス利用者負担軽減実施要綱 (平成13年3月制定)
- 練馬区社会福祉法人による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱 (平成14年3月制定)
- 練馬区介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱 (平成14年3月制定)
- 練馬区介護保険高額介護サービス費支給事務取扱要綱 (平成14年9月制定)
- 練馬区生計困難世帯に対する介護保険料の減額に関する事務処理要綱 (平成15年3月制定)
- 練馬区介護保険サービス提供事業者による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助要綱 (平成17年4月制定)
- 練馬区社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助要綱 (平成17年4月制定)
- 練馬区介護保険認定調査員取扱要綱 (平成18年3月制定)
- 練馬区介護給付調査員取扱要綱 (平成18年10月制定)
- 練馬区介護サービス事業者等指導および監査実施要綱 (平成18年10月制定)
- 練馬区指定地域密着型サービスに係る独自報酬基準に関する要綱 (平成20年3月制定)
- 練馬区要介護・要支援認定資料提供事務取扱要綱 (平成21年3月制定)
- 練馬区介護支援専門員更新研修費助成要綱 (平成21年4月制定)
- 東日本大震災に伴う練馬区介護保険料の減免の取扱いに関する要綱 (平成23年7月制定)
- 東日本大震災に伴う練馬区介護保険利用料等の免除等の取扱いに関する要綱 (平成23年8月制定)
- 介護保険法の規定による行政処分等の実施に関する要綱 (平成25年1月制定)
- 練馬区介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の受領委任払いに関する実施要綱 (平成25年2月制定)
- 東日本大震災に伴う練馬区介護保険利用者負担額軽減支援事業実施要綱 (平成26年3月制定)

練馬の介護保険（平成27年度実績報告）

平成28年11月発行

練馬区高齢施策担当部

介護保険課

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

T e l 03 (3993) 1111 (代表)

E-mail kaigo@city.nerima.tokyo.jp

介護保険のページ

<http://www.city.nerima.tokyo.jp/>

[kurashi/kaigohoken/index.html](http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/kaigohoken/index.html)